新たな住宅セーフティネット制度における居住支援について

令和3年1月22日（金）

国土交通省　住宅局 安心居住推進課　課長　藤田一郎

①新たな住宅セーフティネット制度について

新たな住宅セーフティネット制度の創設の背景（H29法改正時）

住宅確保要配慮者の状況

- 高齢者の単身世帯が大幅増
  （H27）601万世帯 →（H37）701万世帯
- 若年層の収入はピーク時から１割減
  【30歳代給与】（H9）474万円 →（H27）416万円
- 子どもを増やせない若年夫婦
  【理想の子ども数を持たない理由】
  – 家が狭いから：16.0%
- 特にひとり親世帯は低収入
  【H26年収】ひとり親 296万円
  ⇔ 夫婦子育て世帯 688万円
- 家賃滞納等への不安から入居拒否

【大家の入居拒否感】

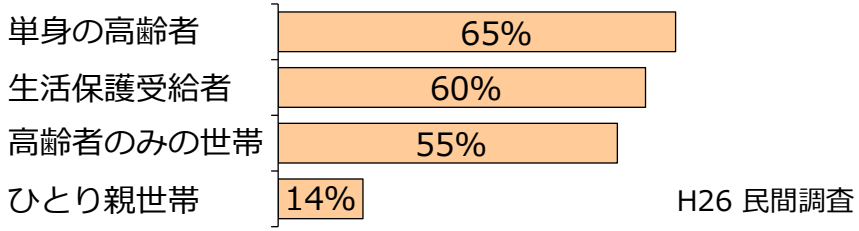

H26 民間調査

住宅ストックの状況

- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
  【管理戸数】
  （H17）219万戸 →（H26）216万戸
- 民間の空き家・空き室は増加傾向
  （H15）659万戸 →（H25）820万戸

【空き家・空き室の現状】

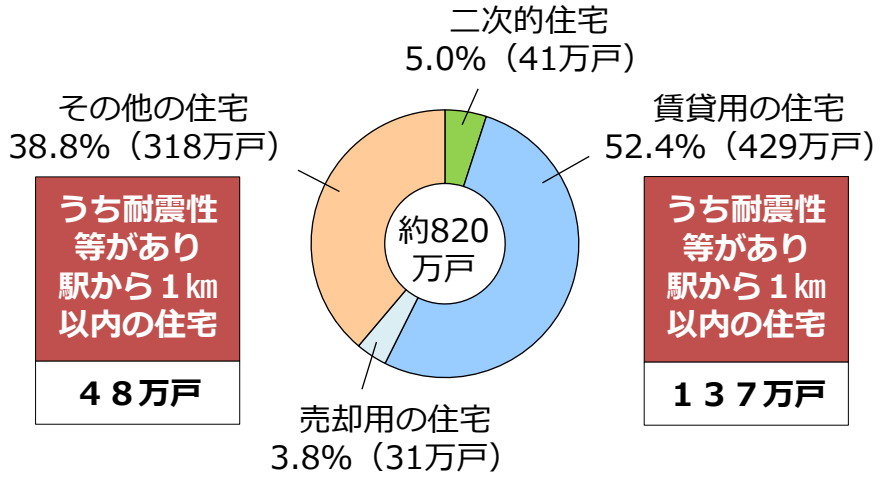

空き家・空き室を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

新たな住宅セーフティネット制度（住宅確保要配慮者の範囲）

法律で定める者

① 低額所得者
（月収15.8万円（収入分位25%）以下）

② 被災者（発災後３年以内）

③ 高齢者

④ 障害者

⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者

⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

・外国人　等

（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、ＤＶ被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など）

・東日本大震災等の大規模災害の被災者

（発災後３年以上経過）

・都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、ＬＧＢＴ、ＵＩＪターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えらえる。

新たな住宅セーフティネット制度の概要

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律
（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】

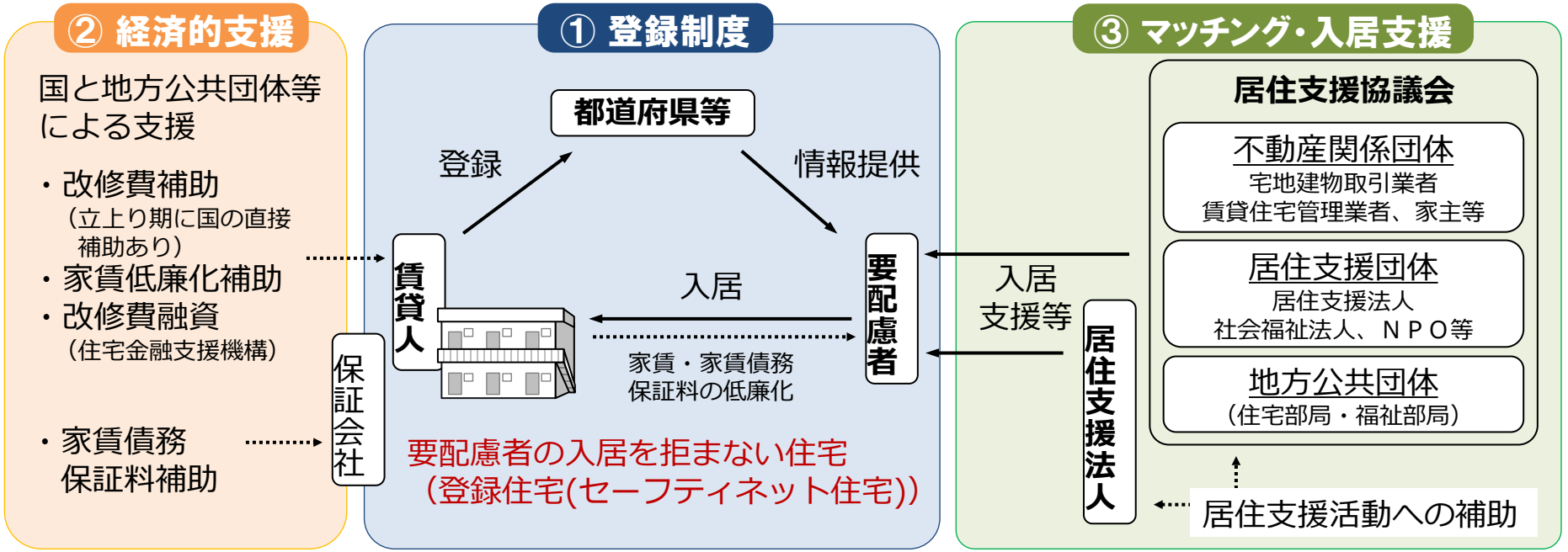

新たな住宅セーフティネット制度の施行状況（R2.12.28時点）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律
（平成29年4月26日公布 10月25日施行）
【新たな住宅セーフティネット制度の施行状況】

	施行状況	備考
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	173，457戸 （47都道府県） （※受付・審査中の203,631戸を合わせると377,088戸）	北海道825戸、青森県391戸、岩手県7,288戸、宮城県10,221戸、秋田県102戸、山形県368戸、福島県8,534戸、茨城県880戸、栃木県930戸、群馬県189戸、埼玉県6,191戸、千葉県27,867戸、東京都2,899戸、神奈川県1,953戸、新潟県35戸、富山県642戸、石川県278戸、福井県110戸、山梨県387戸、長野県546戸、岐阜県274戸、静岡県936戸、愛知県52,829戸、三重県406戸、滋賀県200戸、京都府5,781戸、大阪府24,502戸、兵庫県12,406戸、奈良県17戸、和歌山県197戸、鳥取県839戸、島根県331戸、岡山県109戸、広島県52戸、山口県883戸、徳島県102戸、香川県127戸、愛媛県201戸、高知県12戸、福岡県1,786戸、佐賀県16戸、長崎県75戸、熊本県53戸、大分県415戸、宮崎県29戸、鹿児島県232、沖縄県11戸
居住支援法人の指定	361者 （47都道府県）	北海道24者、青森県2者、秋田県1者、岩手県3者、宮城県6者、山形県1者、福島県6者、茨城県4者、栃木県3者、群馬県2者、埼玉県9者、千葉県16者、東京都34者、神奈川県14者、新潟県2者、富山県1者、石川県5者、福井県5者、山梨県3者、長野県1者、岐阜県4者、静岡県5者、愛知県21者、三重県3者、滋賀県3者、京都府8者、大阪府56者、兵庫県14者、奈良県6者、和歌山県7者、鳥取県2者、島根県1者、岡山県8者、広島県4者、山口県4者、徳島県1者、香川県3者、愛媛県7者、高知県3者、福岡県25者、佐賀県3者、長崎県3者、熊本県14者、大分県6者、宮崎県1者、鹿児島県2者、沖縄県5者
居住支援協議会の設立	103協議会	47都道府県 56市区町（北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、西東京市、横浜市、鎌倉市、川崎市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、岐阜市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市、合志市）
供給促進計画の策定	36都道府県 14市町	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、旭川市、盛岡市、いわき市、西東京市、横浜市、川崎市、相模原市、岡崎市、加古川市、倉敷市、福岡市、熊本市、大分市、栃木県茂木町

※家賃債務保証業者の登録：７６者

居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

（１）設立状況　103協議会が設立（令和2年12月31日時点）

○ 都道府県（全都道府県）
○ 市区町（５６市区町）

この他、60市区町村で設立検討中
（うち19市区町村が令和3年度までに設立予定）

北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市、合志市

（２）居住支援協議会による主な活動内容

・メンバー間の意見・情報交換
・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

（３）支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和２年度予算〕
共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.5億円）の内数

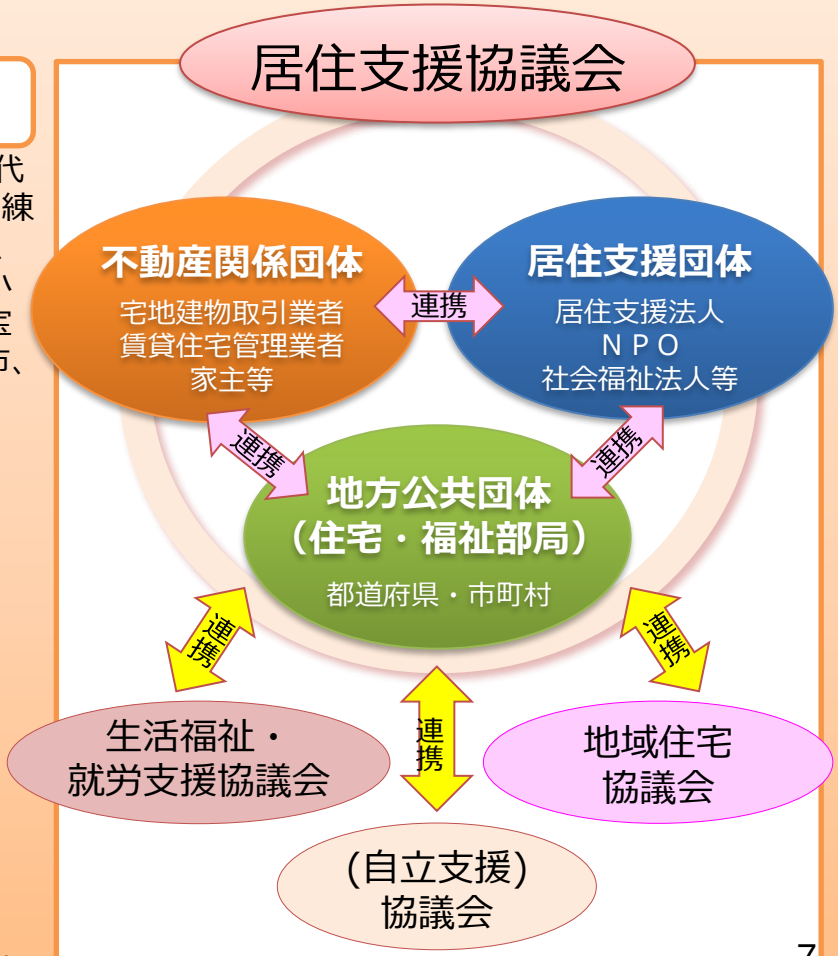

居住支援協議会の設立目標

居住支援協議会の設立状況

103協議会が設立（R2年12月31日時点）

〇都道府県　（全都道府県）
〇区市町　（56区市町）

この他、60市区町村で設立検討中
（うち19市区町村が令和3年度までに設立予定）

・北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、大田区、練馬区、足立区、江戸川区、葛飾区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、日野市、狛江市、多摩市、横浜市、鎌倉市、川崎市、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、長野県小海町、岐阜市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市、合志市

居住支援協議会に参画する市区町村及び自ら設立する市区町村の合計が全体（1,741市区町村）に占める割合

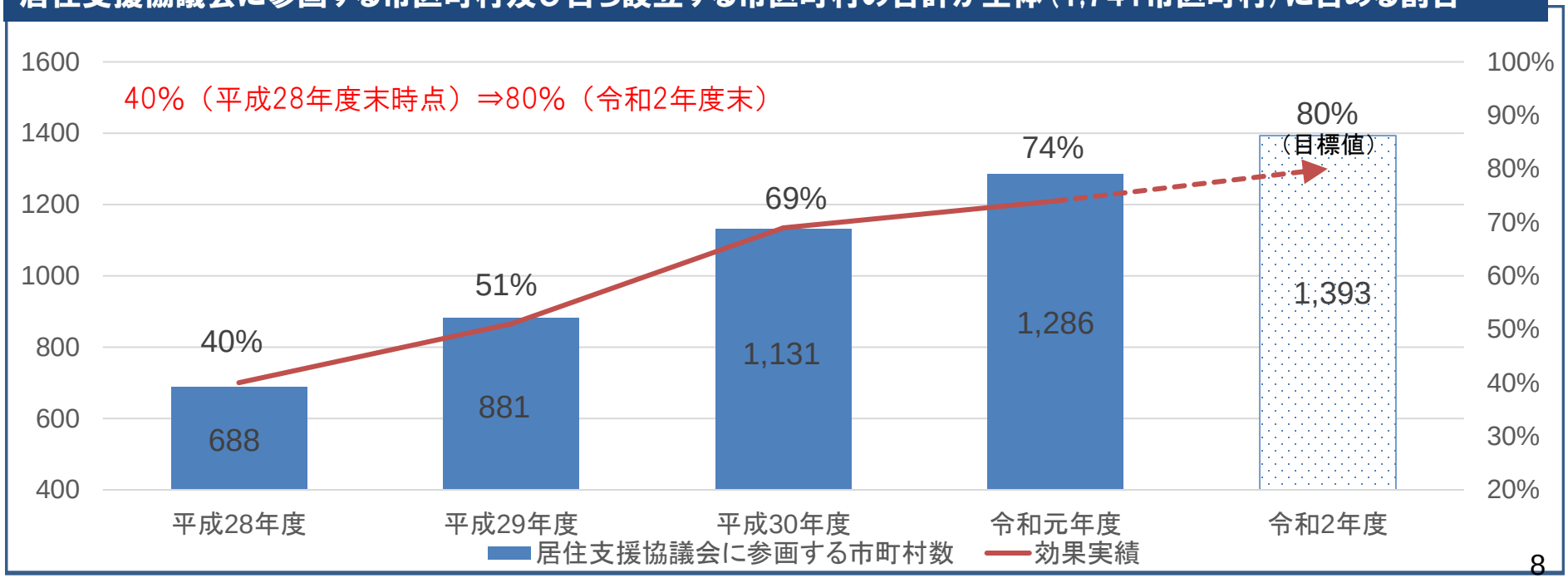

（出典）：平成17年～平成26年 総務省「人口統計」
平成27年～平成37年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

都道府県居住支援協議会への加入状況（R2.3.31.時点）

○ 県居住支援協議会への加入率が40%以下なのは、青森県・長野県・愛知県・三重県・和歌山県・福岡県・宮崎県・沖縄県の8県。

No.	行政庁	市町村数	加盟市町村数	加盟率（加盟市町村数／市町村数）
1	北海道	179	172	96%
2	青森県	40	12	30%
3	岩手県	33	23	70%
4	宮城県	35	35	100%
5	秋田県	25	23	92%
6	山形県	35	35	100%
7	福島県	59	59	100%
8	茨城県	44	40	91%
9	栃木県	25	25	100%
10	群馬県	35	17	49%
11	埼玉県	63	59	94%
12	千葉県	54	36	67%
13	東京都	62	37	60%
14	神奈川県	33	33	100%
15	新潟県	30	12	40%
16	富山県	15	15	100%
17	石川県	19	19	100%
18	福井県	17	17	100%
19	山梨県	27	27	100%
20	長野県	77	2	3%
21	岐阜県	42	24	57%
22	静岡県	35	23	66%
23	愛知県	54	7	13%
24	三重県	29	7	24%
25	滋賀県	19	19	100%
26	京都府	26	22	85%
27	大阪府	43	39	91%
28	兵庫県	41	41	100%
29	奈良県	39	39	100%
30	和歌山県	30	8	27%
31	鳥取県	19	19	100%
32	島根県	19	19	100%
33	岡山県	27	27	100%
34	広島県	23	23	100%
35	山口県	19	19	100%
36	徳島県	24	24	100%
37	香川県	17	17	100%
38	愛媛県	20	20	100%
39	高知県	34	34	100%
40	福岡県	60	4	7%
41	佐賀県	20	20	100%
42	長崎県	21	21	100%
43	熊本県	45	45	100%
44	大分県	18	18	100%
45	宮崎県	26	1	4%
46	鹿児島県	43	43	100%
47	沖縄県	41	5	12%

居住支援協議会の設立状況等

【居住支援協議会の設立数の推移】

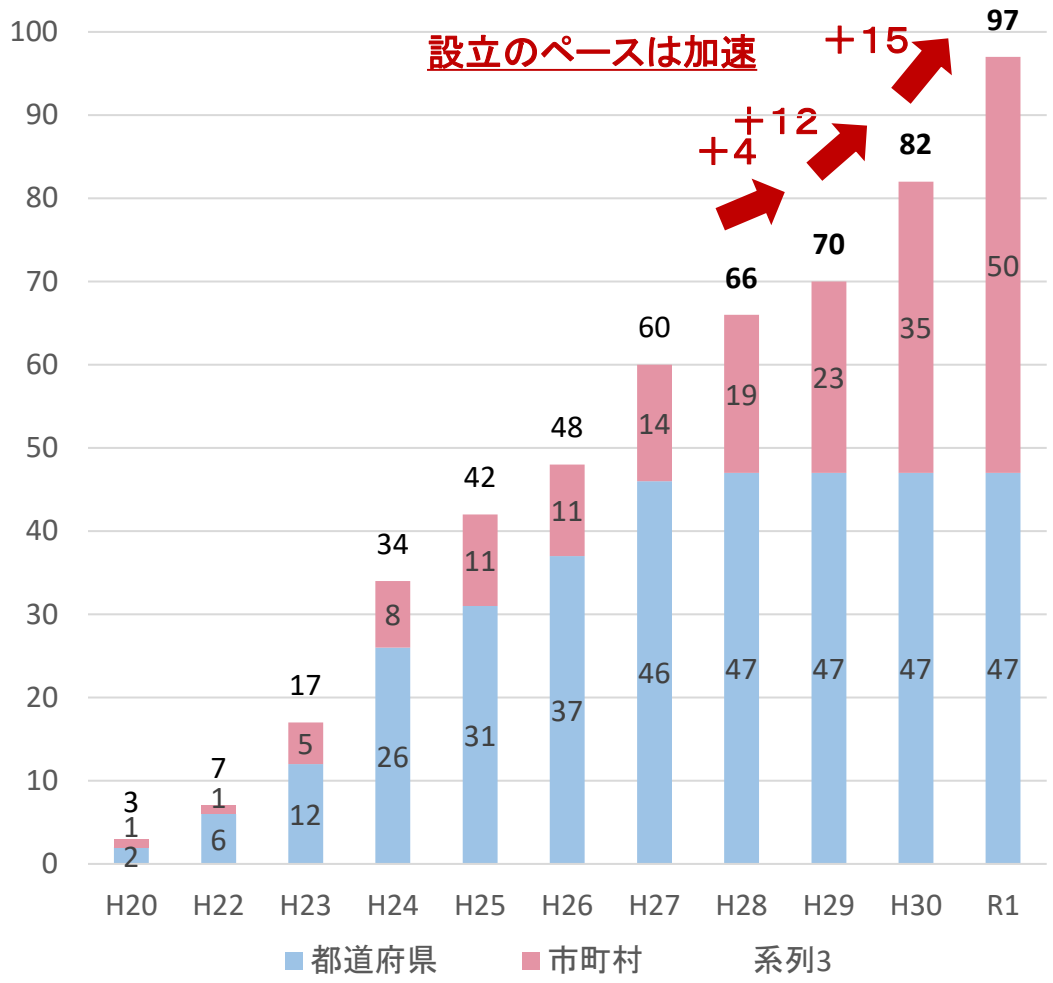

【協議会を設立している市区町】

（R2年3月31日時点）

設立年度	市区町	
H20年度	福岡市（3月）	1
H23年度	熊本市（7月）、江東区（9月）、神戸市（12月）、岐阜市（3月）	4
H24年度	豊島区（7月）、京都市（9月）、北九州市（11月）	3
H25年度	大牟田市（6月）、板橋区（7月）、鶴岡市（3月）	3
H27年度	調布市（12月）、北海道本別町（2月）、八王子市（2月）	3
H28年度	川崎市（6月）、千代田区（7月）、杉並区（11月）、世田谷区（3月）、日野市（3月）	5
H29年度	船橋市（5月）、多摩市（5月）、文京区（7月）、宝塚市（1月）	4
H30年度	名古屋市（5月）、江戸川区（7月）、うきは市（7月）、姫路市（7月）、広島市（7月）、横浜市（10月）、豊中市（11月）、台東区（1月）、千葉市（3月）、北区（3月）、横手市（3月）、鎌倉市（3月）	12
R1年度	宇治市（4月）、練馬区（4月）、東みよし町（4月）、町田市（5月）、狛江市（5月）、葛飾区（6月）、岡崎市（8月）、さいたま市（8月）、岸和田市（8月）、大田区（9月）、旭川市（11月）、札幌市（1月）、新宿区（2月）、品川区（2月）、東温市（2月）	15
計		50

居住支援協議会の設置・取組状況

○ 20の政令市のうち、居住支援協議会を設置しているのは12市。
○ 住民に身近な福祉サービスを提供し、居住支援ニーズを把握しやすいのは市町村であり、行政の能力が高く、様々な居住支援のニーズがある大規模な都市においては、独自の居住支援協議会の設置が望ましい。

＜政令市における設置状況＞

政令市名	設置状況	設置時期
札幌市	○	R2．1
仙台市	―	
さいたま市	○	R1．8
千葉市	○	H31．3
川崎市	○	H28．6
相模原市	―	令和2年度設立予定
横浜市	○	H30．10
新潟市	―	
静岡市	―	
浜松市	―	
名古屋市	○	H30．5
京都市	○	H24．9
大阪市	―	
堺市	―	
神戸市	○	H23．12
岡山市	―	
広島市	○	H30．7
北九州市	○	H24．11
福岡市	○	H21．3
熊本市	○	H23．7

＜設置済の協議会における取組状況＞

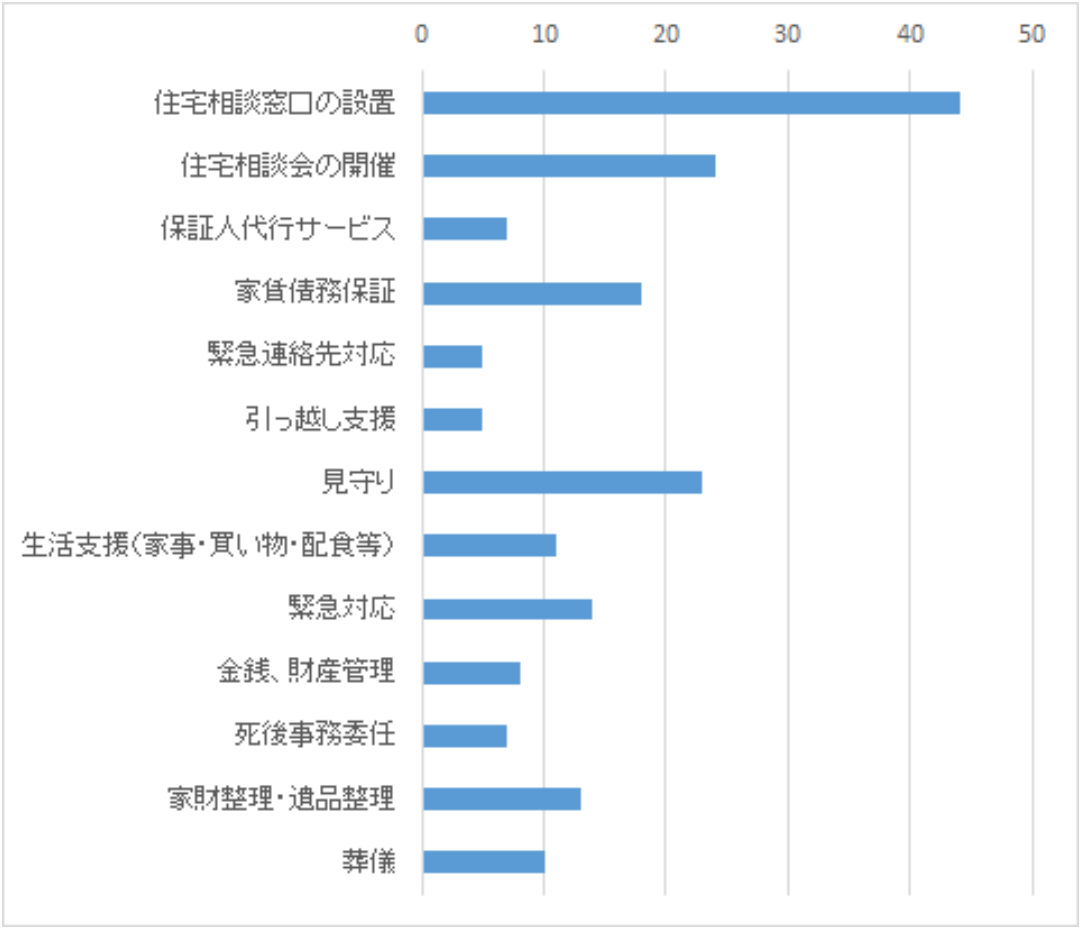

※H30年1月時点の69協議会へのアンケートによる。取組には、サービスを紹介しているものも含む。

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
（公益社団法人・財団法人を含む）
・社会福祉法人
・居住支援を目的とする会社　等

● 居住支援法人の行う業務

① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
③ 見守りなど要配慮者への生活支援
④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

【制度スキーム】

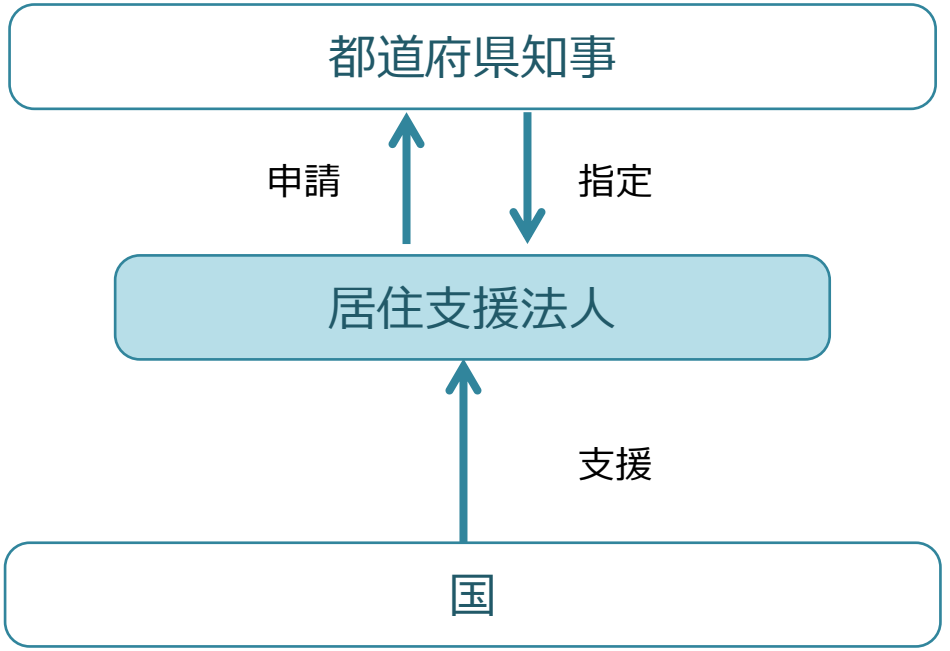

● 居住支援法人への支援措置

・居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
・［R２年度予算］共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.5億円）の内数

居住支援法人制度の指定状況

○ 47都道府県 361法人が指定（R2.12.31時点）
○ 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況（全体の約65%）
○ 都道府県別では、大阪府が56法人と最多指定

■ 法人属性別

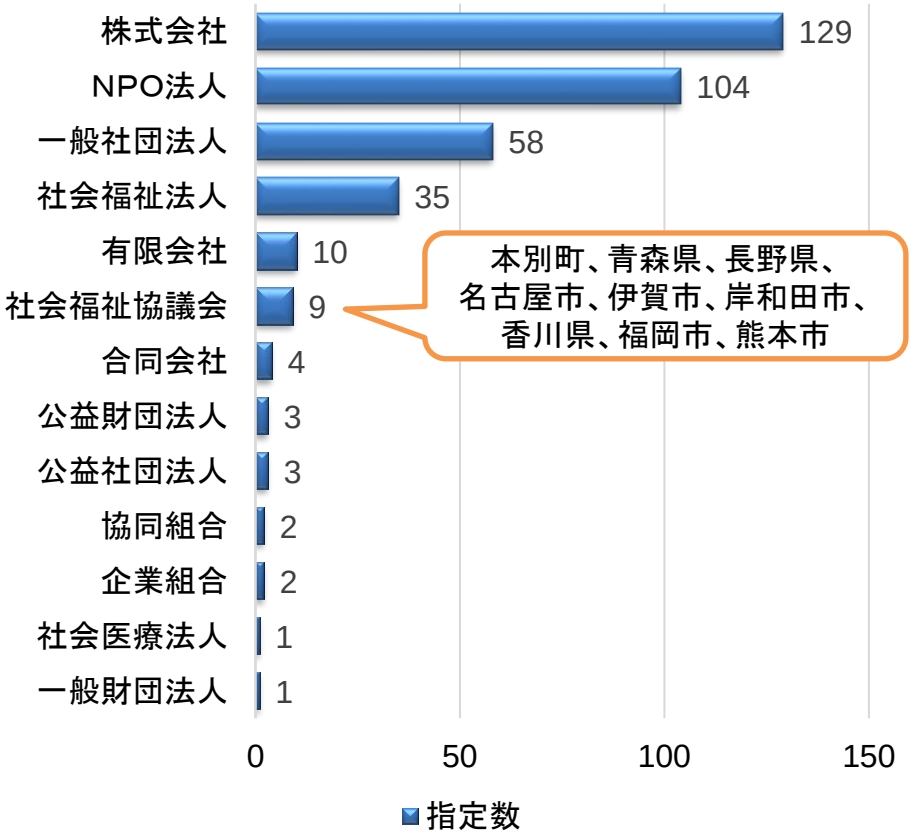

■ 都道府県別

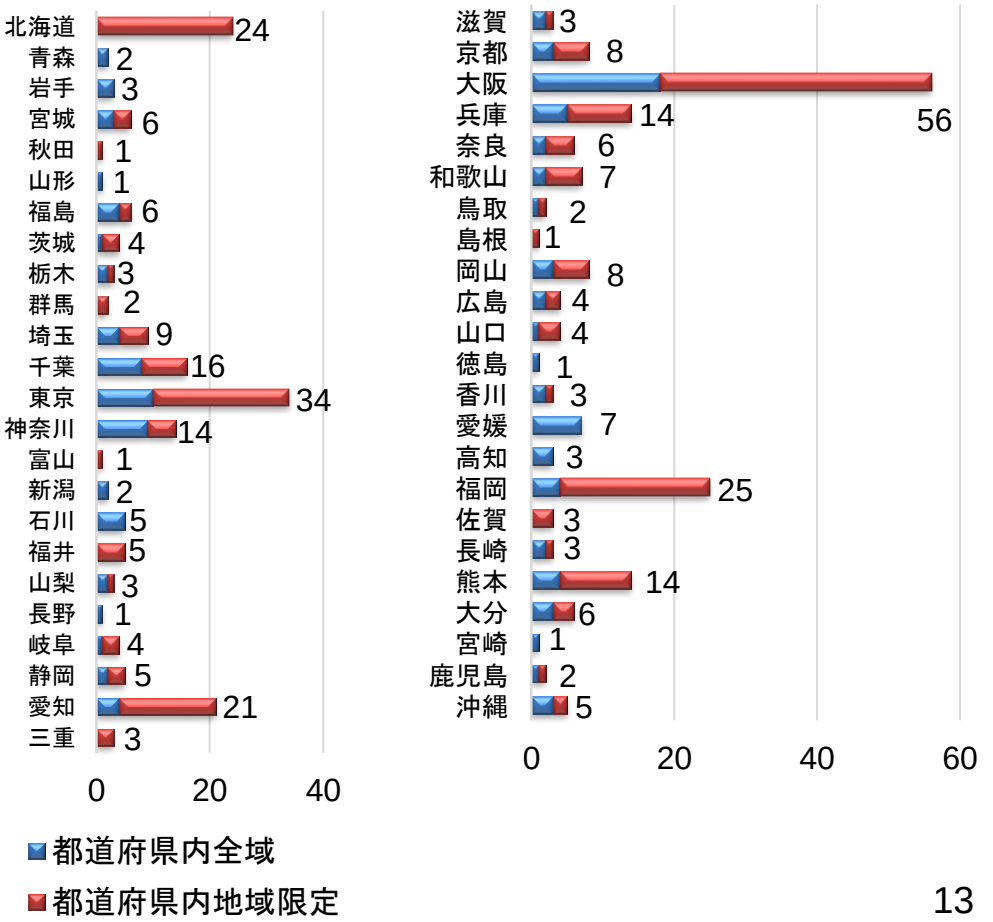

居住支援法人指定件数の推移

○ 19年度は年間約90法人ペースの増加だったが、18年度の年間約150法人ペースと比較すると進捗ペースは鈍化。

○ 20年度は第3四半期までで68法人の増加、1ヶ月あたりの平均としては7.5法人／月となっており、19年度（7.25法人／月）と比較し、ほぼ同様の増加ペースとなっている。

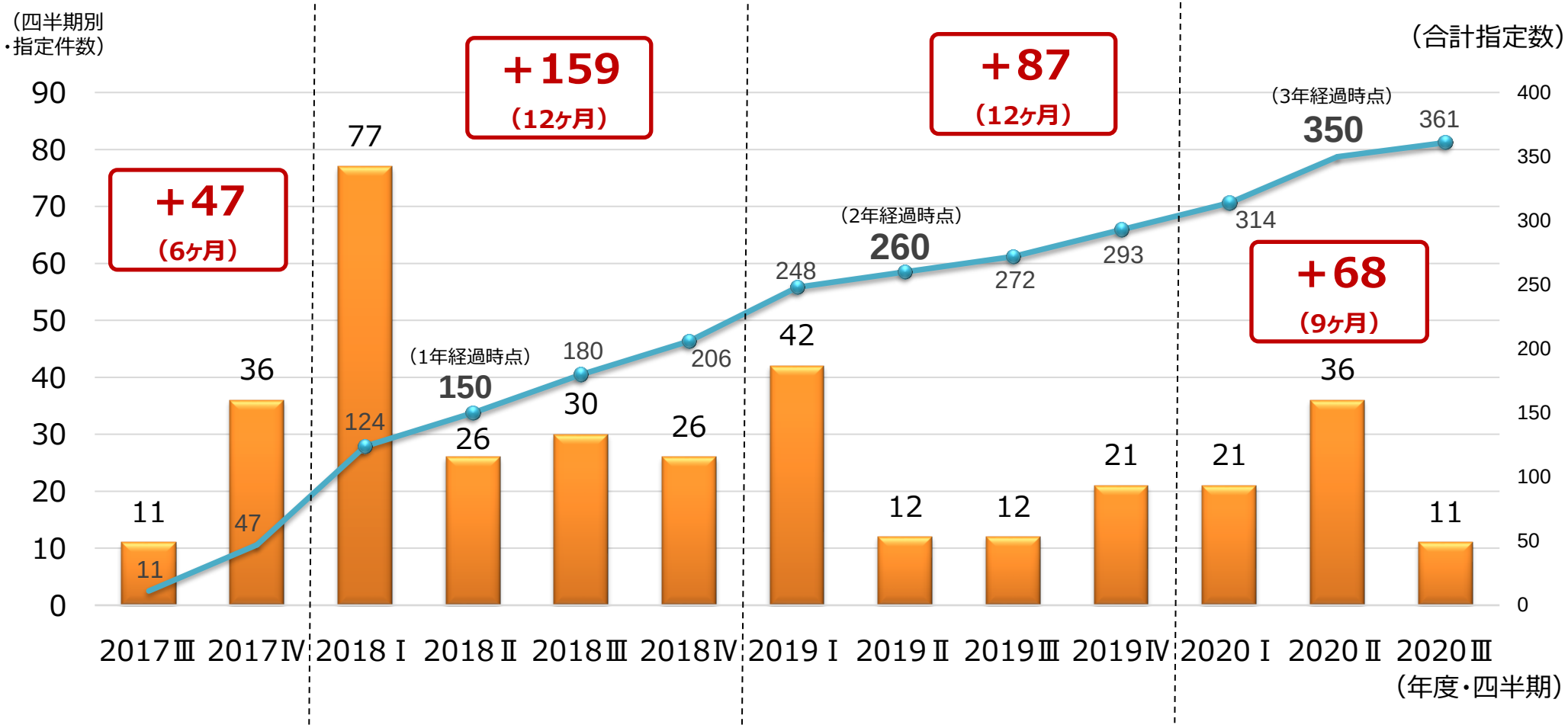

令和2年度居住支援法人活動支援事業の応募状況等

○ 令和２年度は、203法人が応募・交付決定は187法人　※令和元年度　161法人が応募　交付決定は138法人

○ 多くの支援法人で昨年度同様、高齢者、障がい者、低額所得者、子ども養育者などを事業対象者として活動

○ 入居前支援は必須項目化のため、全203法人が実施。見守り等の入居中支援は殆どの法人が実施。家財処分等の死亡・退去時支援は約7割が実施。

事業対象者

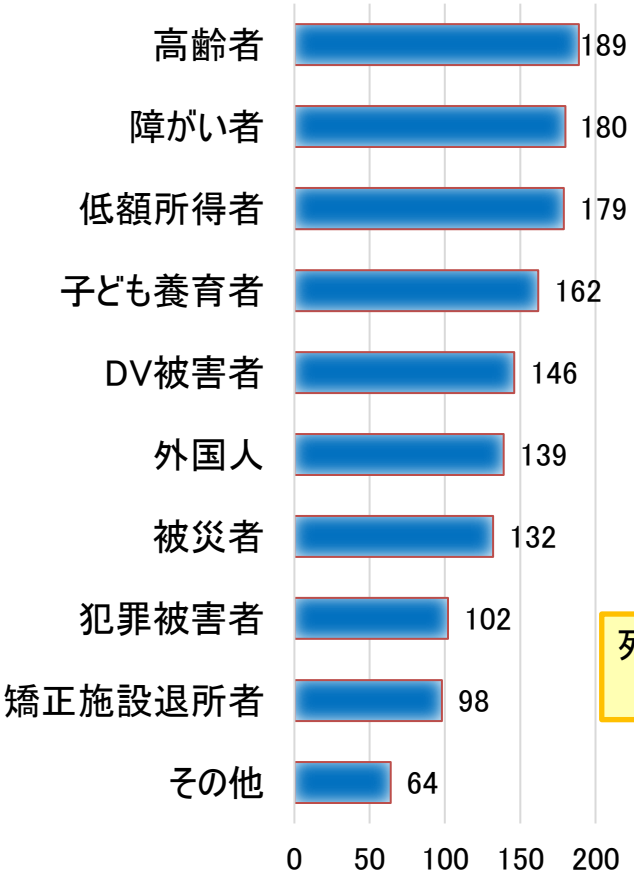

事業内容

入居前支援【必須項目】

相談窓口設置や訪問による相談対応、情報提供及びマッチング

不動産業者や物件情報の紹介、不動産店等への同行

物件内覧の同行や、契約時の手続き支援、立ち会い

入居中支援（197法人）

死亡・退去時支援（151法人）

その他

②住宅確保要配慮者への住居提供の実態

住宅確保要配慮者に対する賃貸人の入居制限の状況

国土交通省

○住宅確保要配慮者の入居に対して、賃貸人の一定割合は拒否感を有しており、入居制限がなされている状況。家賃の支払いに対する不安等が入居制限の理由となっている。

住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人の意識

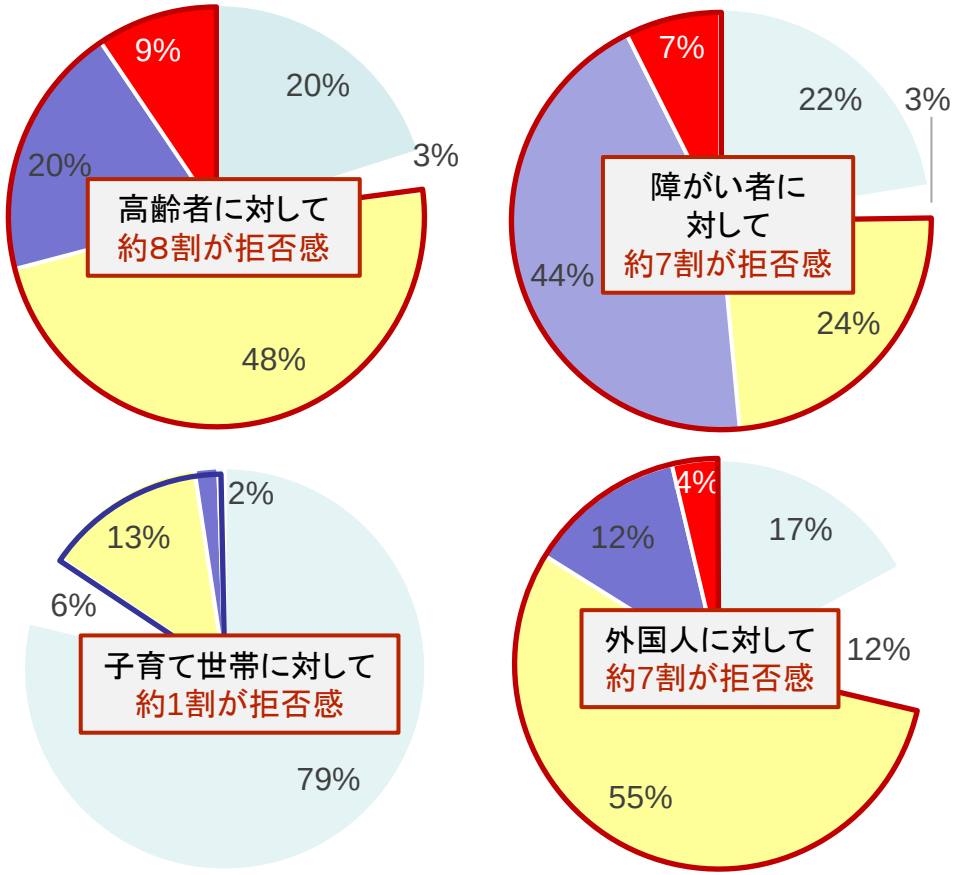

入居制限の状況

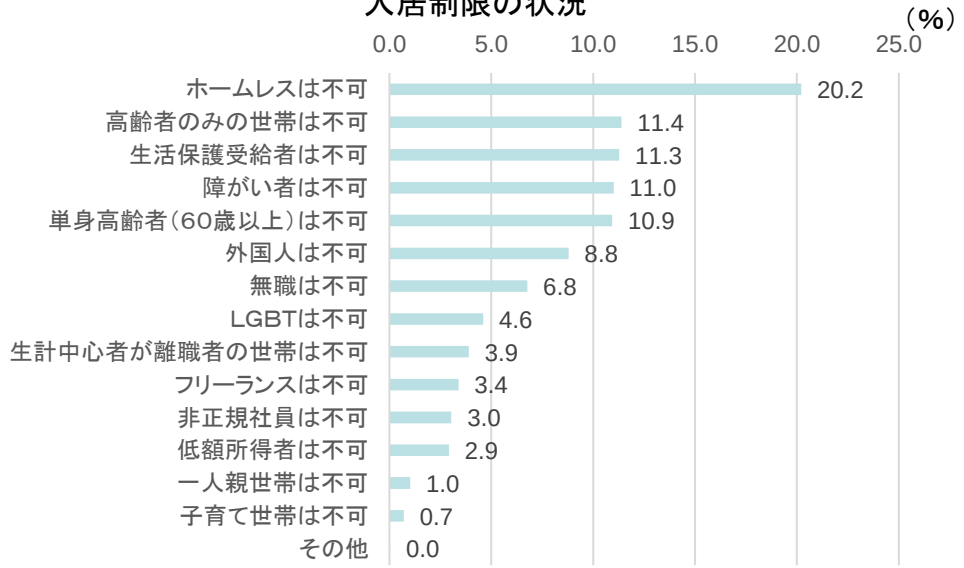

入居制限する理由

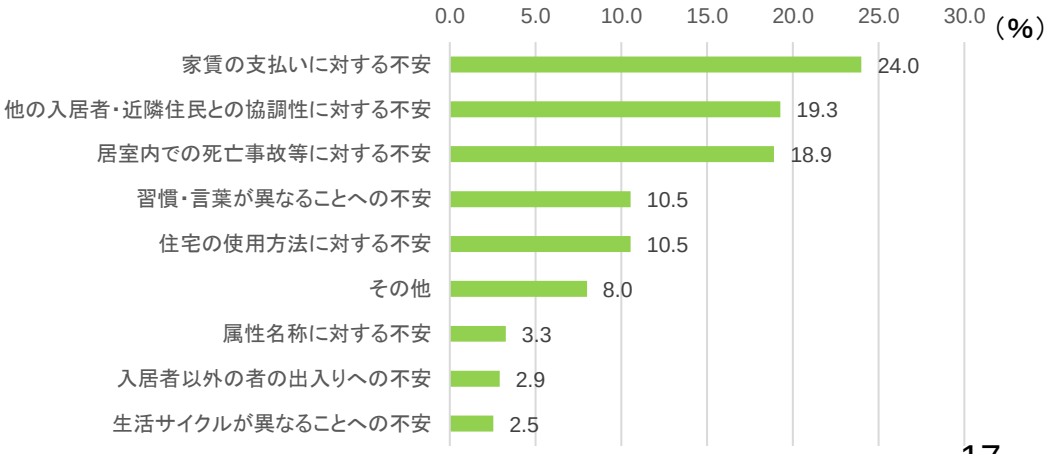

出典:(公財)日本賃貸住宅管理協会(平成30年度)家賃債務保証業者の登録制度等に関する実態調査報告書

要配慮者に対する入居制限の状況・理由と必要な居住支援策

国土交通省

全国の不動産関係団体等会員事業者へアンケート調査（令和元年度実施、回答数１，９８８件）

世帯属性	入居制限の状況		入居制限の理由（複数回答）		必要な居住支援策（複数回答）●50%以上 ◎40～49% ○30～39%						
	制限している	条件付きで制限している	第１位（%）	第２位（%）	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高齢単身世帯	5%	39%	孤独死などの不安(82%)	保証人がいない、保証会社の審査に通らない (43%)		◎ (49%)		● (61%)			● (61%)
高齢者のみの世帯	3%	35%	孤独死などの不安 (60%)	保証人がいない (46%)	○ (32%)	◎ (48%)		● (58%)			● (50%)
障がい者のいる世帯	4%	35%	近隣住民との協調性に不安 (52%)	衛生面や火災等の不安 (28%)	◎ (42%)	○ (32%)		● (60%)	◎ (48%)		
低額所得世帯	7%	42%	家賃の支払いに不安 (69%)	保証会社の審査に通らない(54%)	○ (37%)	● (61%)		○ (31%)	○ (38%)	○ (37%)	
ひとり親世帯	1%	14%	家賃の支払いに不安(50%)	保証会社の審査に通らない(42%)	○ (37%)	● (52%)		◎ (42%)	○ (35%)		
子育て世帯	1%	9%	近隣住民との協調性に不安 (40%)	家賃の支払いに不安 (34%)	○ (38%)	◎ (43%)		○ (33%)	◎ (47%)		
外国人世帯	10%	48%	異なる習慣や言語への不安 (68%)	近隣住民との協調性に不安(59%)	◎ (43%)	◎ (45%)	◎ (44%)		● (76%)		

国土交通省 住宅建設事業調査「住宅確保要配慮者の居住に関する実態把握及び継続的な居住支援活動等の手法に関する調査・検討業務報告書」（令和2年3月）より

③令和2年度　居住支援法人フェースシート調査について

R2居住支援法人フェースシート(FS)調査について

調査概要

(1)調査の目的

指定された全国の居住支援法人の団体概要や活動内容等の実態を把握し、活性化方策等を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

(2)調査方法

・調査対象　令和2年7月時点で都道府県の指定を受けていた279団体※を対象に実施。

※複数の都道府県で指定を受けている法人は1法人としてカウント

・実施期間　令和2年7月19日～8月31日(最終締切)

(3)回答状況

87.0%(回答数243団体)

（R2居住支援法人FS調査）属性別の支援状況

国土交通省

○ 支援実績を見ると、高齢者が83.1%で最も多く、次いで生活保護受給者、低額所得者が続く

○ **最も得意とする対象者も、高齢者が最も多い**。

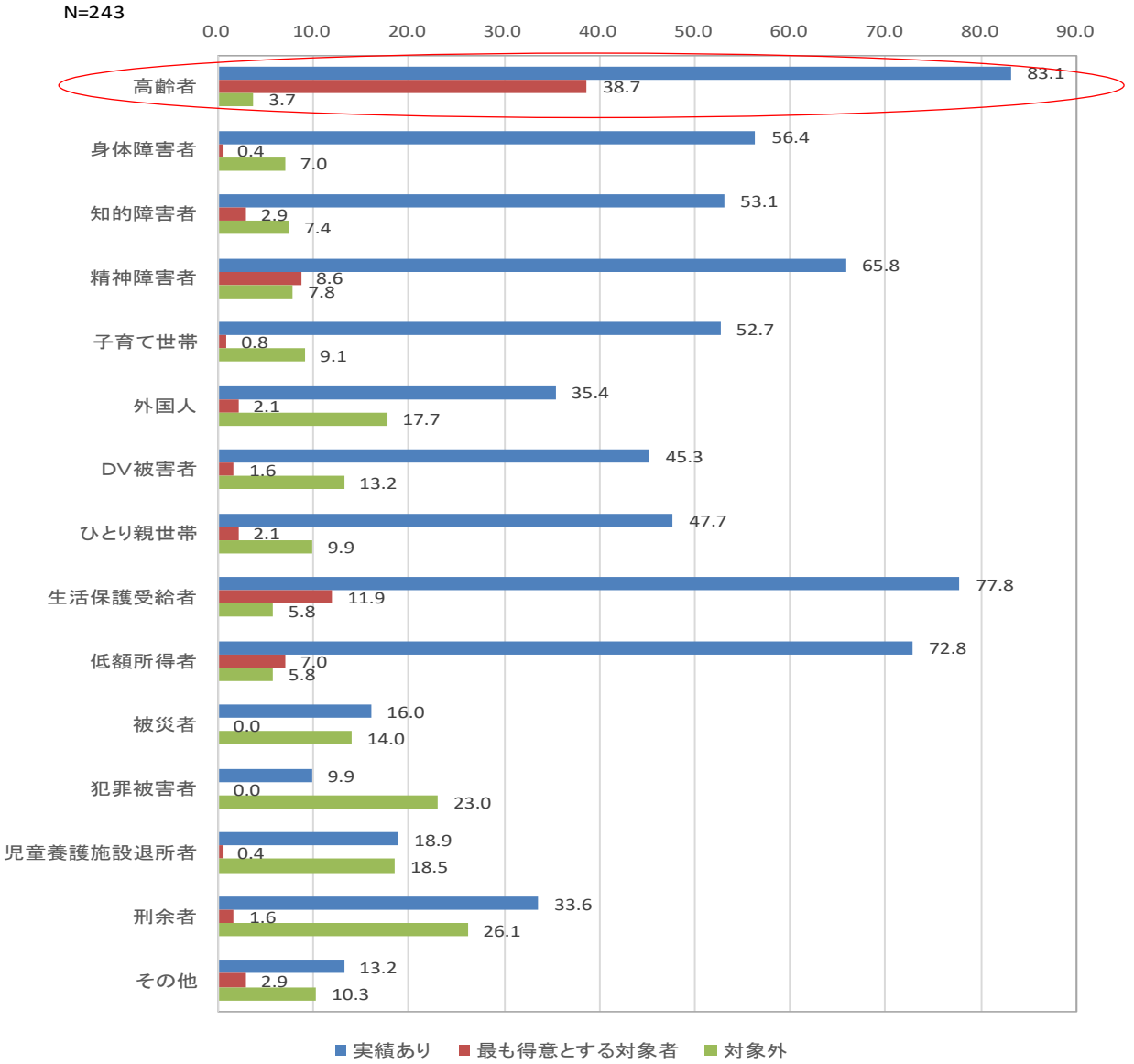

（R2居住支援法人FS調査）入居後の生活継続支援の取組状況

国土交通省

○ 入居後の生活継続支援のうち、自ら実施しているのは、「定期、または随時の訪問（見守り、声かけ）」が68.7%で最も多く、次いで「安否確認・緊急時対応」と続くなど、入居中支援についてが多い。「死後事務委任」や「家財処分・遺品整理」などの入居後支援については、自ら実施する法人数は約30%となり、入居中支援と比較すると少ない。

○ 一方、**他と連携しているのは、「家財処分・遺品整理」が35.4%で最も多く**、次いで「葬儀・納骨等」となっている。

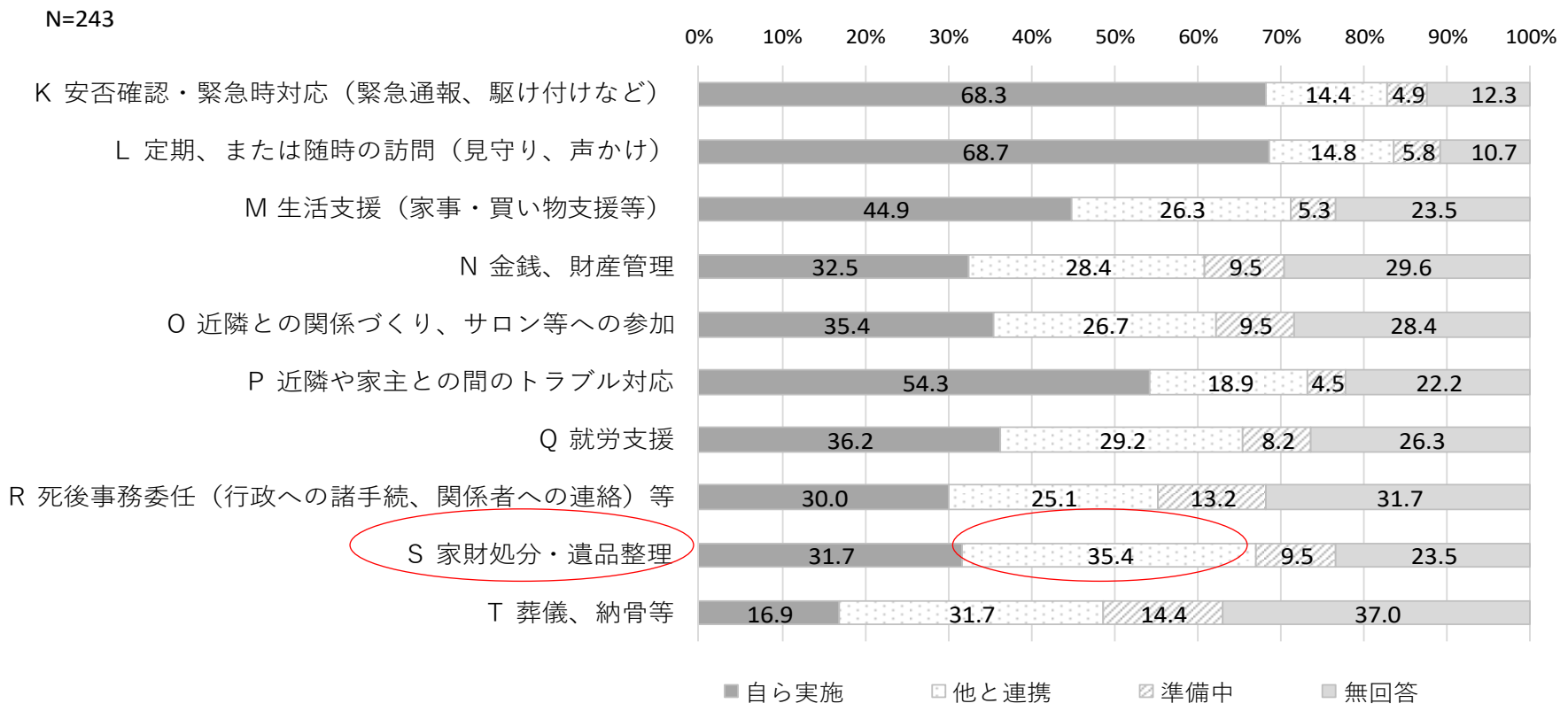

（R2居住支援法人FS調査）入居後の生活継続支援の実績

国土交通省

○ 入居後の生活継続支援の実績の有無については、「定期、または随時の訪問」や「安否確認・緊急時対応」がそれぞれ50%を超えるなど、いわゆる入居中支援の実績がある法人が多いのに対し、**「死後事務委任」や「家財処分・遺品整理」などの入居後支援の実績がある法人については、数が少ない状況**である。

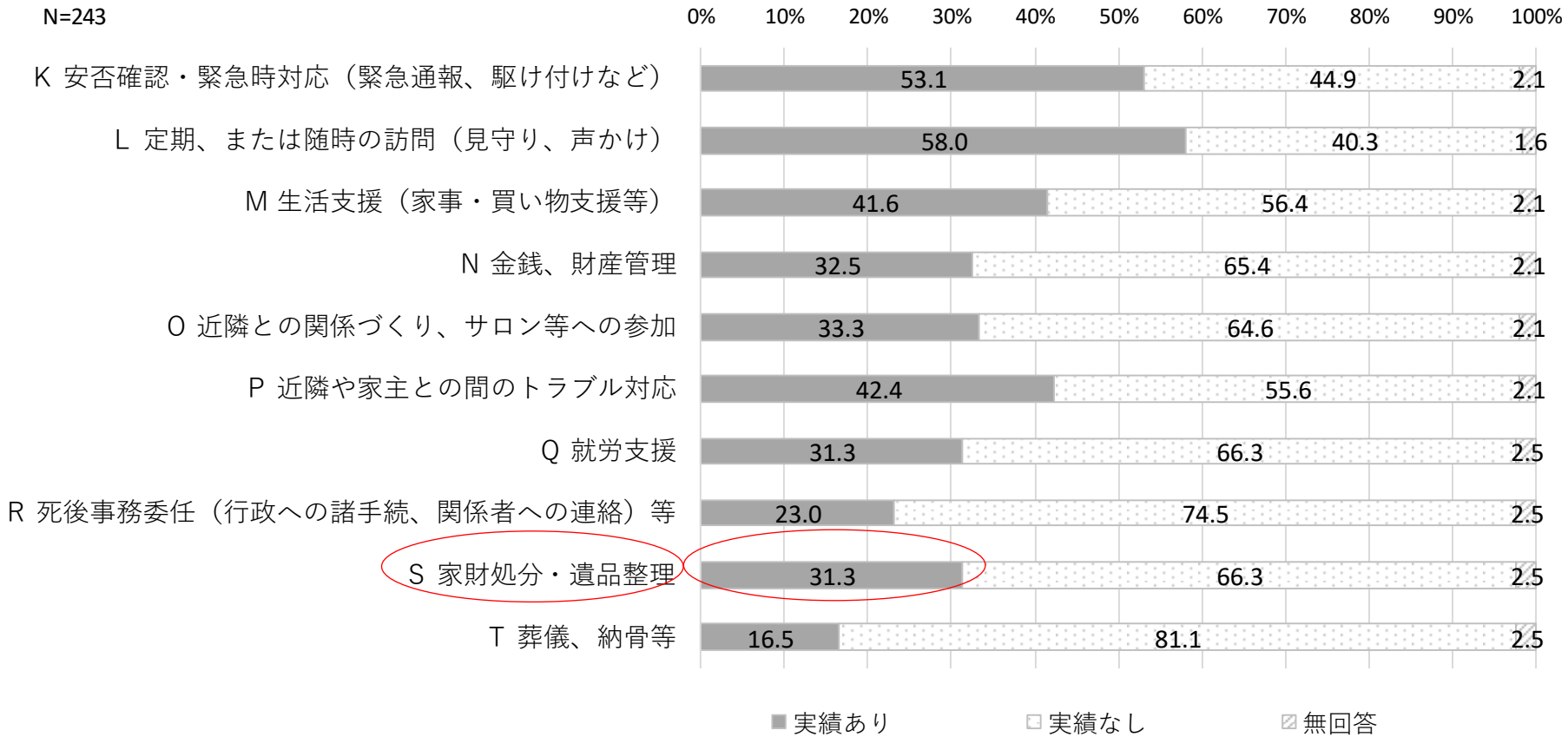

居住支援法人の活動事例　社会福祉法人 悠々会

国土交通省

事業の特徴

○　住み慣れた地域での生活が難しい人への支援を目的とした事業を実施。
○　独力で不動産契約や更新ができない人に代わり、法人が不動産空き物件をサブリース契約。
○　引っ越しの援助や生活上の不便や不安を解消できる様々なオプションサービスを紹介・提供。

■設立年月日　平成13年12月
■法人所在地　東京都町田市
■支援可能なエリア　町田市

■居住支援に係る体制　　2名（平成30年11月現在）
■対象者　　住宅確保要配慮者全般

主な活動内容

1.「まるごと安心賃貸住宅」の展開

○常設の相談窓口及び相談会により、相談を受付。
○要配慮者が希望する物件をオーナーより借り上げ、低廉家賃で賃貸。
○借り上げた全ての物件に、24時間見守りシステムと自動消火装置、スプリンクラーを整備。
○入居後はセンサーや定期的な巡回による見守りサービスを実施。
○社会福祉法人のノウハウを活かし、介護や看護が必要となった際に様々な関係機関と連携し、速やかに対応。
○引っ越し、荷物設置、行政機関への手続きや申請等、日常生活の様々な支援を実施。

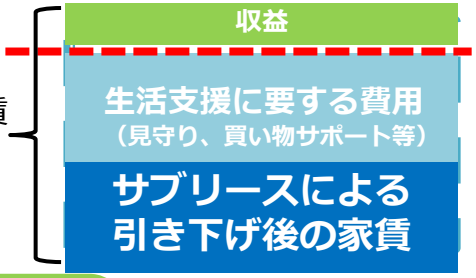

実績（H30.4～H31.2）

入居相談件数：390件
うち、入居に繋がった件数：35件
見守り実施件数：35件
生活相談件数：35件
家賃債務保証：1件

居住支援法人の活動事例　熊本市社会福祉協議会

国土交通省

事業の特徴

○ 独居高齢者や障がい者、生活困窮者等を対象に、賃貸住宅契約時に求められる保証を実施。
○ 入居時から退去時の生活保障まで、包括的かつ継続的な支援を実施。
○ 福祉的観点を重要視し、入居後の生活相談を密にすることで寄り添い型の支援を実現。

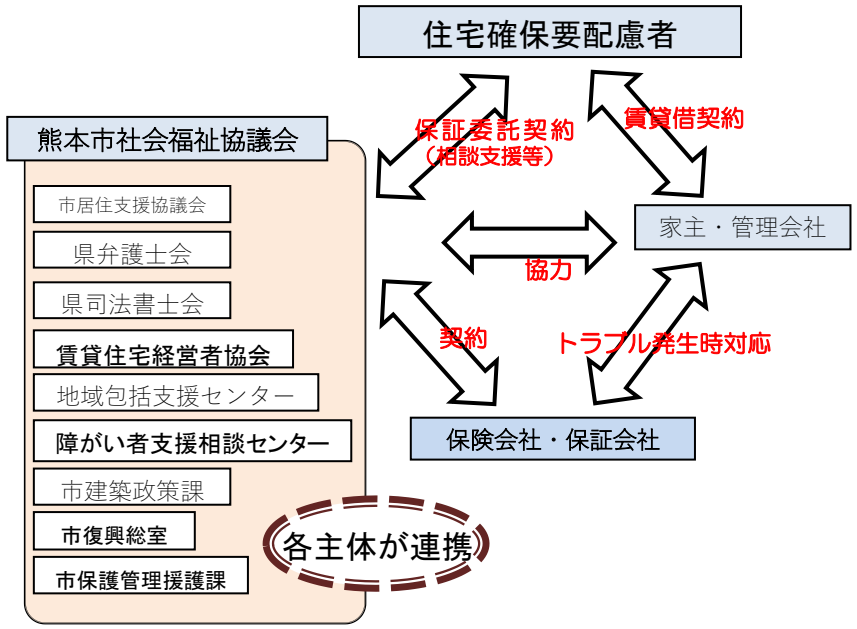

■居住支援に係る体制　3名（平成30年12月1日現在）
■対象者　高齢者、障がい者、生活困窮者、刑余者
被災者等々

■設立年月日　昭和30年4月
■法人所在地　熊本県熊本市
■支援可能エリア　熊本市全域

主な活動内容

1. 入居前支援

○相談窓口の開設及び相談会の開催。
○内覧同行、契約時の立会い。
○支援プランの作成。
○必要なサービスのコーディネート。
○賃貸借契約時の保証人引受。

2. 入居後支援

○定期または随時の見守り、声がけ。
○近隣との関係づくり。
○近隣・家主とのトラブル対応。
○就労支援。
○死後事務委任、家財処分・遺品整理。
○葬儀、納骨。

3. 包括的支援のための保証制度

○身元保証：賃貸借契約時の連絡先、入居後の見守りと生活相談。
○滞納家賃保証：滞納家賃の立替えと求償。
○原状回復保証：敷金を超えた分の修繕費等を保証、残置物処理費を保証。
○死後事務保証：葬儀執行、家財等の片付け、各種手続きの代行等。

実績（H30.4～H31.3）

入居相談件数：310件
うち、入居に繋がった件数：30件
生活相談件数：39件
家賃債務保証：7件

④居住支援に関する国の支援や動きについて

居住支援協議会等活動支援事業の概要

国土交通省

目　的

○　住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅（新たな住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅等）への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の入居円滑化の取組み等を支援する。

令和2年度予算：共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業（10.5億円）の内数

［事業主体］　住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会等
［補 助 率］　定額［上限額は以下を参照］
［事業期間］　令和2～6年度（5年間）

事業内容

居住支援協議会または居住支援法人等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業への支援

【補助上限額】　10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動を行う場合は12,000千円/協議会等）
【募 集 期 間】　居住支援協議会：令和2年3月26日～8月31日
　　居住支援法人　：令和2年4月28日～5月29日
【対 象 事 業】・入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等）
　　・入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等）
　　・死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等）
　　・セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及）
　　・ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み　　等

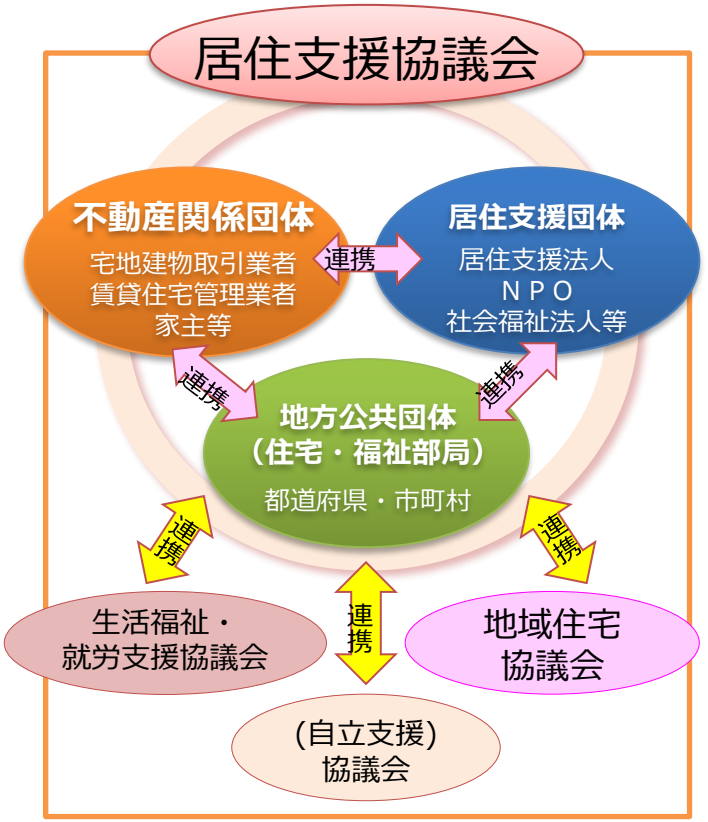

居住支援協議会の概要

○　地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
○　設立状況；103協議会（全都道府県・56市区町）が設立（R2.12.31時点）

居住支援法人の概要

○　都道府県により、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社等　　が指定
○　設立状況；361者（47都道府県）が指定（R2.12.31時点）

建物賃貸借における残置物処理に関する研究会

国土交通省

1．趣旨・目的

○ 65歳以上の高齢者の単身世帯が大幅に増加している状況の中、民間賃貸住宅等においては、相続人が明らかでない単身者等の死亡に伴う居室内の残置物処理に関する課題があり、孤独死等への不安から、高齢者等の入居に対する賃貸人の拒否感が大きいのが現状。

○ 単身高齢者をはじめとする要配慮者向けの住宅を確保するためには、賃貸人の拒否感・不安感の払拭が必要であることから、「簡便な方法で残置物を処分する方法」を賃貸人に示すことを目的に、有識者による研究会を設置。

2．研究会メンバー

○ 委員
座長　松尾　弘（慶應義塾大学教授）
委員　石川　博康（東京大学教授）
委員　犬塚　浩（弁護士）
委員　佐藤　貴美（弁護士）

○ 事務局
国土交通省住宅局
法務省民事局

○ オブザーバー
消費者庁

3．検討テーマ

①残置物の処理に関する契約条項の有効性
②金銭・物品の供託に係る運用
③法改正を要する部分の整理
④その他関連事項（相続人調査のための戸籍取得等）

4．スケジュール

令和２年４月２３日　第１回研究会
○　賃借人死亡時の残置物の処理に係る全体の論点整理

令和２年５月２７日　第２回研究会
○　残置物の処理に関する契約条項の有効性に係る意見交換①

令和２年６月１９日　第３回研究会
○　残置物の処理に関する契約条項の有効性に係る意見交換②

⇒ **上記以降も定期的に開催し、議論を継続**

参考資料集

セーフティネット住宅情報提供システム（H29.10.20運用開始）

国土交通省

国では、セーフティネット住宅をWeb上で検索・閲覧・申請できるとともに、事業者による登録申請や地方公共団体における登録事務などを支援するための「**セーフティネット住宅情報提供システム**」※を広く提供。（平成29年10月20日より運用開始）

※https://www.safetynet-jutaku.jp

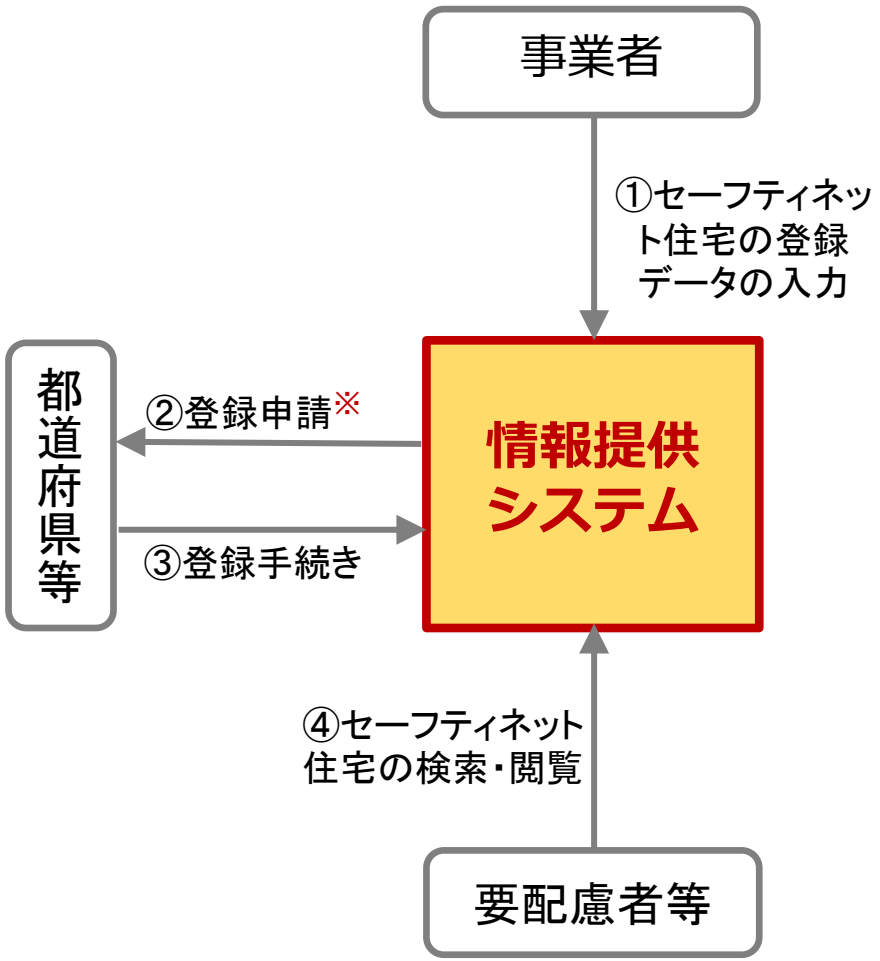

（画面イメージ）

※平成30年７月10日のシステム改修により、システム上での申請を可能とした。

セーフティネット住宅の都道府県別登録戸数（R2.12.28時点）

国土交通省

【都道府県別セーフティネット住宅登録状況】

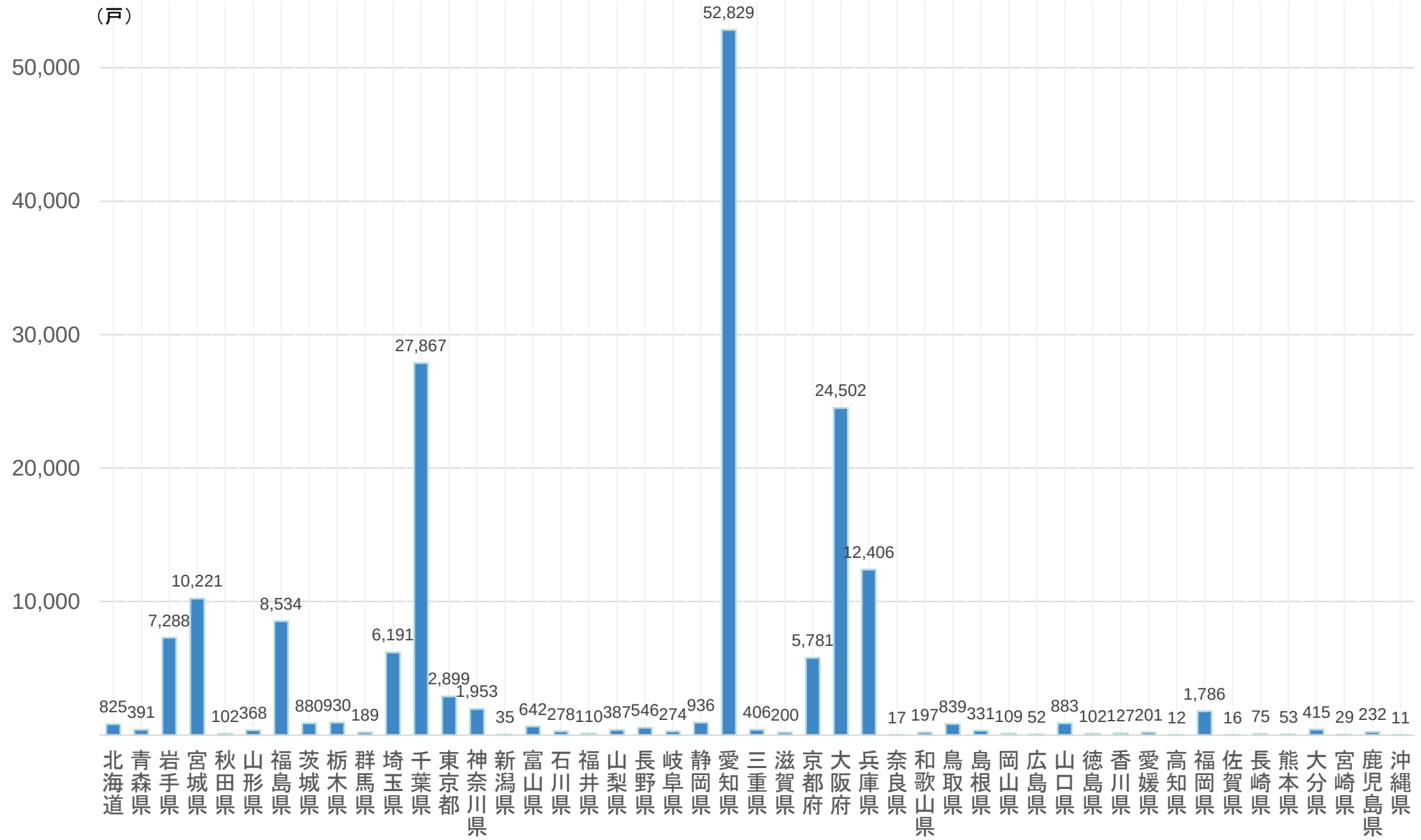

セーフティネット住宅の都道府県別登録戸数（受付・審査中を含む）（R2.12.28時点）

国土交通省

【都道府県別セーフティネット住宅登録状況】

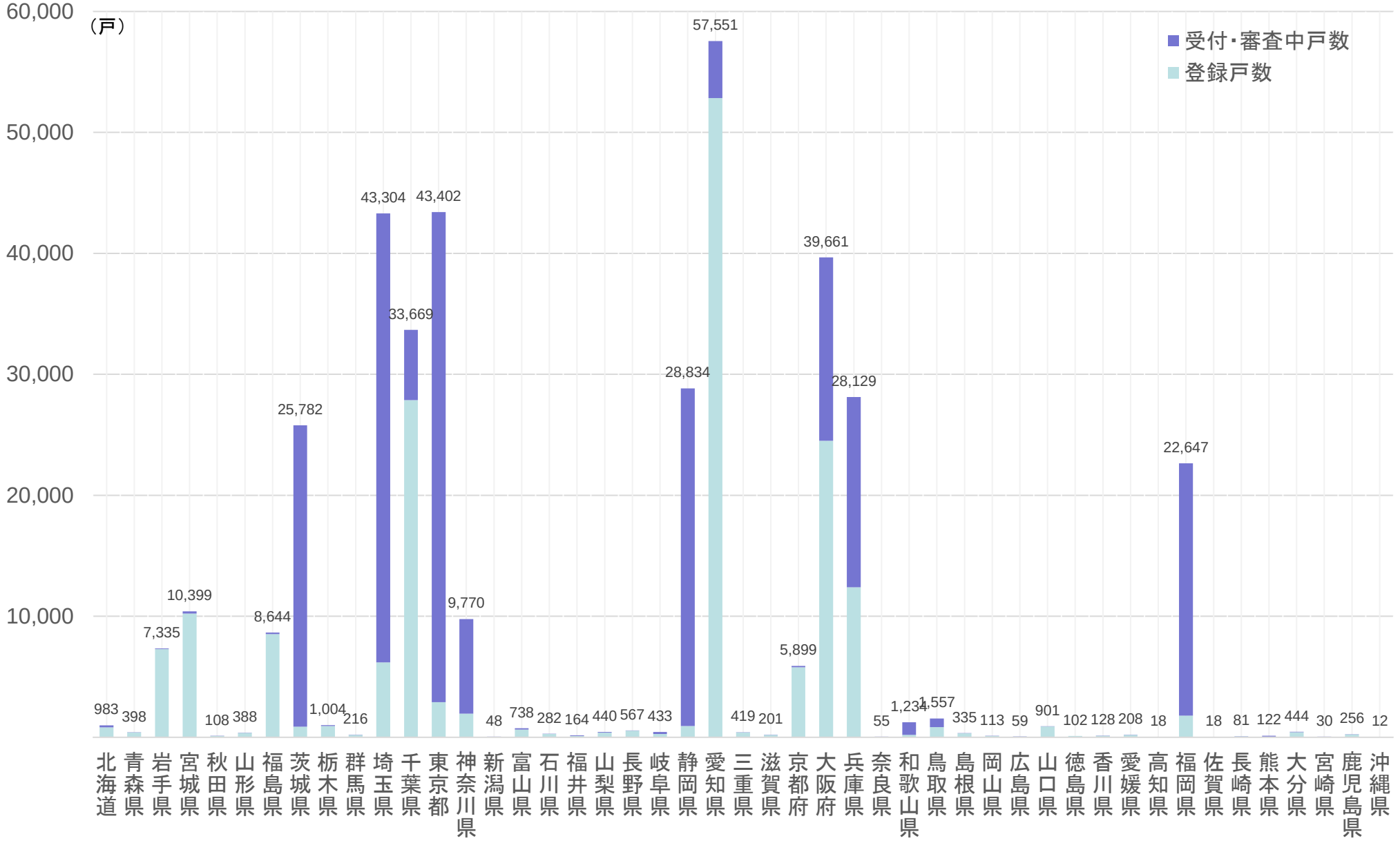

セーフティネット住宅の登録戸数の月別推移（H30.6～R2.12）※月末時点

国土交通省

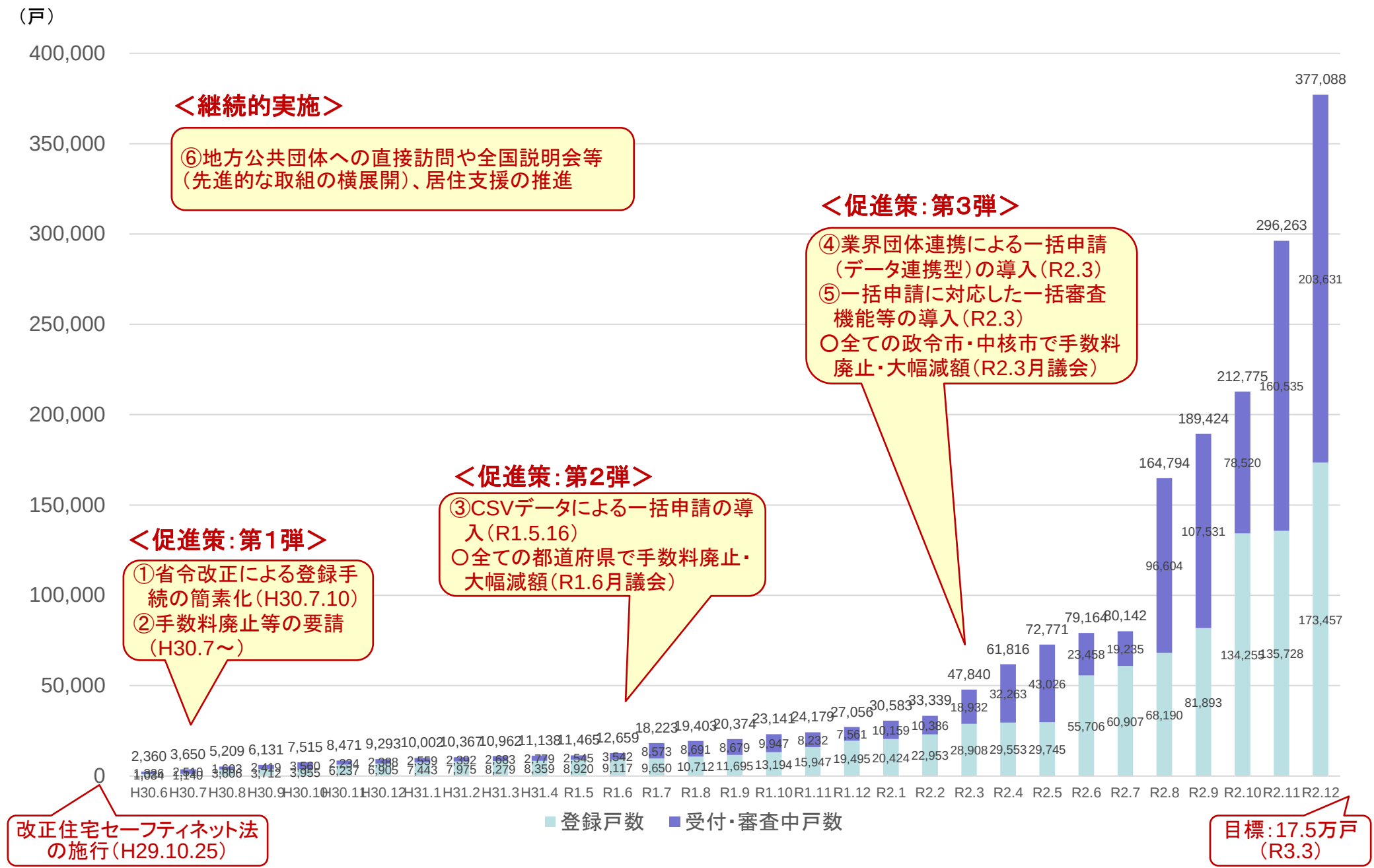

賃貸住宅供給促進計画による面積基準等の緩和の状況（R2.10.30時点）

国土交通省

（12都府県・8市で緩和）

タイプ 【国の基準】	一般 【住戸25㎡】	台所等一部共用 【住戸18㎡】	共同居住型 【1人専用居室9㎡、全体(15N＋10)㎡】
東京都	平成7年度以前に着工：15㎡以上 平成8～17年度に着工：17㎡以上 平成18年度以降に着工：20㎡以上	13㎡以上	1人専用居室面積：7㎡以上 住宅全体面積：(13×居住人数＋10)㎡以上
大阪府	18㎡以上	13㎡以上	1人専用居室面積：7.5㎡以上 住宅全体面積：(13.5×居住人数＋10)㎡以上
岐阜県	23㎡以上	16㎡以上	定員（ひとり親世帯の場合）：「各居室部分の床面積÷９㎡」人
福岡県、福岡市	平成17年度以前に着工：18㎡以上	平成17年度以前に着工：13㎡以上	平成17年度以前に着工：１人専用居室面積：7㎡以上、住宅全体面積：(13×居住人数＋10)㎡以上
愛知県、岡崎市	バリアフリー配慮に限り18㎡以上	－	－
茨城県	18㎡以上	－	－
横浜市	平成7年度以前に着工：16㎡以上 平成8～17年度に着工：18㎡以上 平成18年度以降に着工：20㎡以上	－	【既存】 1人専用居室：6㎡以上 住宅全体：（12×居住人数＋10）㎡以上 定員（ひとり親世帯の場合）：「各居室部分の床面積÷6㎡」人 共用設備の利用人数：生活パターンの異なる属性が混在するなど共用設備の利用上問題がないと認められる場合 【新築】 定員（ひとり親世帯の場合）：「各居室部分の床面積÷9㎡」人
鳥取県、香川県	平成18年3月以前着工：18㎡以上	－	－
川崎市	20㎡以上	－	－
長崎県	－	－	1人専用居室面積：7㎡以上 住宅全体面積：(13×居住人数＋10)㎡以上
埼玉県	平成7年度以前に着工：16㎡以上 平成8～17年度に着工：18㎡以上	－	－
千葉県、千葉市	平成18年度以前に着工：18㎡以上	－	－
熊本市	18㎡以上（生活保護世帯のみ拒まない場合は15㎡以上）	13㎡以上	専用居室面積：7㎡以上　住宅全体面積：(13×居住人数＋10)㎡以上
相模原市	16㎡以上	16㎡以上	－
山口県	立地適正化計画で定める居住誘導区域内：18㎡以上	－	－
高知県	18㎡以上	13㎡以上	住宅全体：（14×居住人数＋10）㎡以上 定員（ひとり親世帯の場合）：「各居室部分の床面積÷8㎡」人
いわき市	平成17年度以前に着工：18㎡以上	－	－

賃貸住宅供給促進計画による住宅確保要配慮者の追加の状況（R2.10.30時点）

国土交通省

（34都道府県・14市町で追加）　※山梨県,三重県,大分市は追加なし

	海外引揚	新婚	原爆被爆	戦傷病	児童養護施設	LGBT	UIJ	要配慮者支援	その他（主なもの）
徳島県	○	○	○	○	○	○	○	○	妊婦,炭鉱離職,離職退去,要介護要支援,被虐待
香川県	○	○	○	○	○	○	○	○	妊婦,要介護要支援,被虐待
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	難病,要介護要支援
岩手県,宮城県,秋田県,茨城県,静岡県,和歌山県,愛媛県,宮崎県,鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	妊婦
山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	若者
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	失業者、一人親世帯、低額所得者の親族と生計を一にする学生
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	失業者、若年性認知症の者、三世代同居・近居世帯、仮設住宅入居中の熊本地震被災者
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	指定難病患者,要介護要支援,妊婦,被災地からの避難者(発災後3年以内),犯罪をした者等
大分県	○	○	○	○	○	○	○	○	留学生の生活を支援（同居・近居）する学生
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	失業者、低額所得者の親族と生計を一にする学生
千葉県、千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○	更生保護対象者その他犯罪をした者等、令和元年房総半島台風等による被災者
北海道,福島県,埼玉県,東京都,神奈川県,新潟県,大阪府,高知県,福岡県,旭川市,西東京市,横浜市,福岡市,岡崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	
岐阜県	○	○	○	○	○		○	○	一人親世帯
兵庫県、加古川市	○	○	○	○	○	○		○	被虐待,低額所得世帯の学生
川崎市	○	○	○	○	○	○		○	指定難病・特定疾患患者、市が必要と認める者
鳥取県	○		○	○	○	○			起訴・執行猶予,罰金・科料
沖縄県	○		○	○	○				身元引受人がいない世帯,ホームレス
青森県	○		○	○					
盛岡市		○			○				妊婦
茂木町							○※		※新婚又は子育て（妊婦含む）の場合に限る
倉敷市									平成30年7月豪雨により被災した者
熊本市	○	○	○		○	○	○	○	妊婦、失業者、若年性認知症の者、三世代同居・近居世帯、居住支援協議会等から居住支援を受ける者、仮設住宅入居中の激甚災害被災者
相模原市	○	○	○	○	○	○	○	○	難病患者
山口県	○	○	○	○	○	○	○		
いわき市	○	○	○	○	○	○	○	○	地域の居住支援団体が住宅確保要配慮者として認めた者

地方公共団体における登録促進に係る取組（R2.2時点）

国土交通省

大阪府の取組

○大阪府では、居住支援協議会活動支援事業（国補助）も活用して事務員を2名雇用し※、個別の事業者に対するセーフティネット住宅の登録のお願いや登録申請に係る申請支援（代行入力）を実施することで、R1年度は約1000戸（R2.1.31時点）を登録。
※協議会で1名（国補助金で雇用（補助金期間以外は協議会会費で雇用））、協議会事務局である府公社で1名（国補助金で雇用）

○また、旧雇用促進住宅の住宅を管理するビレッジハウス・マネジメント㈱の住宅※について、以下の流れで申請支援（代行入力）を行い、H30年度内に4,256戸を登録済み。
①ビレッジハウスで申請システムのアカウント登録
②ビレッジハウスから府協議会に、申請に必要なデータを送付
③府協議会で申請システムに代行入力
④ビレッジハウスで確認の後、申請
⑤大阪府や各政令市・中核市で審査・登録
※ビレッジハウスでは全国約1,000件、10万戸の旧雇用促進住宅についてリノベーションを行い、敷金・礼金・手数料・更新料の不要な月2万円台からの賃貸住宅を提供。

○その他の事業者に対しても、適宜申請支援（代行入力）を実施。

＜ビレッジハウス忠岡1号棟＞

名古屋市の取組

○名古屋市では、以前より独自で高齢者の受入れにあたり見守りサービスの商品開発や大家への啓発を進めていた㈱ニッショー（仲介業者）に協力依頼を行い、大家の物件をニッショーが代行入力することで、942戸（R2.2.29時点）を登録済み。

山梨県の取組

○山梨県では、賃貸住宅を扱う宅建業者の許可等の手続きの機会を捉えた制度説明・登録依頼を行うとともに、主に宅建業者への個別訪問を実施し、宅建業者が大家の許可を得た上でその場で県担当者がサポートしながら代行入力を行うことで、386戸（R2.2.26時点）を登録済み。

鳥取県の取組

○鳥取県では、居住支援協議会活動支援事業（国補助）を活用して県協議会が住宅確保要配慮者の入居支援のために「あんしん賃貸相談員」を雇用し、相談員による賃貸人の個別訪問を通じて登録をお願いしている。
○また、システム登録必須項目を抽出した独自のエントリーシートを県ホームページ等により賃貸人へ広く配布し、エントリーシートを提出した賃貸人に対して県担当者による登録申請支援（代行入力）を実施することで、787戸（R2.2.28時点）を登録済み。

セーフティネット住宅（専用住宅）への経済的支援の概要・実施見込み（R2.8時点）

1. 登録住宅の改修に対する支援措置

（補助を受けた住宅は専用住宅化）

事業主体等	大家等
補助対象工事	①共同居住用住居への用途変更・間取り変更、②バリアフリー改修(外構部分含む)、③防火・消火対策工事、④子育て世帯対応改修、⑤耐震改修、⑥居住のために最低限必要と認められた工事、⑦居住支援協議会等が必要と認める改修工事
補助率・補助限度額	【補助金】：国１／３ （制度の立上り期、国の直接補助） 【交付金】：国１／３ ＋ 地方１／３ （地方公共団体が実施する場合の間接補助） ※国費限度額はいずれも50万円／戸 （①②③④⑤を実施する場合、補助限度額を50万円／戸加算）
入居者要件等	家賃水準について一定要件あり（特に補助金は公営住宅に準じた家賃）
その他	要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置

（専用住宅として登録された住宅）

事業主体等	Ⅰ 大家等	Ⅱ 家賃債務保証会社等
補助対象	Ⅰ 家賃低廉化に要する費用 （国費上限２万円／月・戸）	Ⅱ 入居時の家賃債務保証料 （国費上限３万円／戸）
補助率	国１／２ ＋ 地方１／２（地方が実施する場合の間接補助）	
入居者要件等	入居者収入（月収15.8万円以下）及び補助期間（Ⅰは原則10年以内等）について一定要件あり	

※「登録住宅」と「専用住宅」

・登録住宅：住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録した住宅

・専用住宅：登録住宅のうち住宅確保要配慮者専用住宅として登録した住宅
（複数の属性の住宅確保要配慮者を入居対象者として設定可能）

■令和２年度の補助事業実施見込み自治体

※R2.4アンケートを元に、R2.8に聞き取り調査等により確認

都道府県	政令市中核市	改修費	家賃	家賃債務保証料
北海道	札幌市			◎
	網走市	◎	◎	
	音更町		◎	◎
岩手県	盛岡市	◎		
	花巻市	◎	◎	◎
	一関市	◎		
宮城県	大崎市	◎	◎	
山形県	（県）	○		
	山形市	◎	◎	
	鶴岡市	◎	◎	◎
	寒河江市	◎		
	南陽市	◎	◎	◎
	大石田町		◎	
	舟形町	◎		
	白鷹町	◎	◎	◎
福島県	石川町	◎		
栃木県	栃木市		◎	
	茂木町		◎	
群馬県	前橋市	◎		
埼玉県	さいたま市			◎
千葉県	千葉市			◎
	船橋市		◎	
東京都	（都）	○	○	○
	墨田区		◎	◎
	世田谷区		◎	
	豊島区	◎	◎	◎
	練馬区	◎	◎	
	八王子市	◎	◎	◎
	府中市			◎

都道府県	政令市中核市	改修費	家賃	家賃債務保証料
神奈川県	横浜市		◎	◎
静岡県	長泉町		◎	
愛知県	名古屋市	◎	◎	◎
	岡崎市	◎		◎
京都府	京都市	◎	◎	◎
	宇治市	◎		
大阪府	（府）			◎
	豊中市			◎
兵庫県	（県）	○	○	○
	神戸市		◎	
	姫路市		◎	
	神河町		◎	
和歌山県	（県）	◎		
岡山県	倉敷市		◎	
鳥取県	（県）	○	○	○
	鳥取市	◎	◎	◎
	倉吉市		◎	◎
	南部町		◎	
徳島県	（県）	○	◎/○	
	東みよし町	◎		
福岡県	（県）	○		
	福岡市	◎	◎	◎
	朝倉市	◎		
鹿児島県	（県）	○		
	薩摩川内市	◎	◎	
	徳之島町	◎		
沖縄県	那覇市	◎		
	竹富町		◎	

◎：社総交又は公的賃貸住宅家賃対策調整補助金による支援を実施

○：都府県単費による支援（市区町村への補助）を実施

令和２年８月時点の調査では、セーフティネット住宅の**改修費が35団体、家賃低廉化等※が41団体**で補助事業を実施見込み。

※家賃低廉化35団体＋家賃債務保証料低廉化のみ実施6団体

セーフティネット住宅（専用住宅）の改修費への支援

国土交通省

住宅確保要配慮者専用の住宅に係る**改修費用**に対して**補助**を行う。

〔令和2年度予算〕
スマートウェルネス住宅等推進事業：250億円の内数
社会資本整備総合交付金等の内数

	国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】 ※令和２～４年度	地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金の内数】
事業主体等	大家等	
補助対象工事等	①共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更、 ②バリアフリー改修（外構部分のバリアフリー化を含む）、 ③防火・消火対策工事、 ④子育て世帯対応改修、 ⑤耐震改修、 ⑥居住のために最低限必要と認められた工事（従前賃貸住宅を除く）、 ⑦居住支援協議会等が必要と認める改修工事 ※ 上記工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む）も補助対象	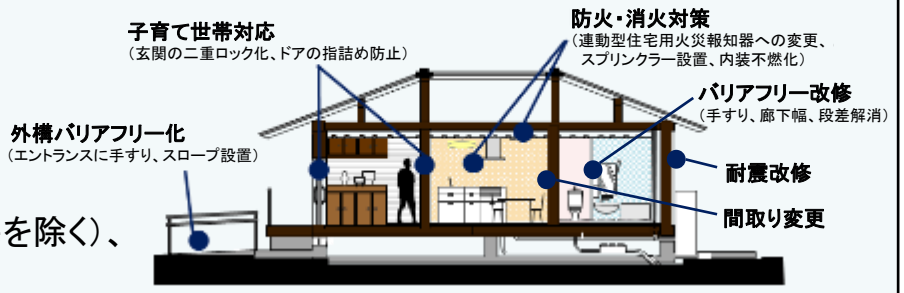 ＜対象改修工事のイメージ（例）＞
補助率・補助限度額	国1／3	国1／3 ＋ 地方1／3
	国費限度額：50万円／戸 ※ ①②③④⑤を実施する場合、補助限度額を50万円／戸加算	
入居対象者	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ・低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下） ・被災者世帯　等	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 （月収38.7万円（収入分位70%）以下） ・低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下） ・被災者世帯　等
家賃	・公営住宅に準じた家賃の額※以下であること。 （75㎡以上の一戸建て、長屋建てはその1.5倍以内の額） ※公営住宅に準じた算定式による50㎡の住戸の家賃額（例　東京都文京区：6.7万円、大阪市：6.4万円、静岡市：5.4万円、青森市：4.4万円）	・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。
その他主な要件	・要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること。 ・情報提供やあっせんなど居住支援協議会等との連携が図られていること。	

セーフティネット住宅（専用住宅）の家賃・家賃債務保証料の低廉化支援

国土交通省

住宅確保要配慮者専用の住宅について、家賃及び家賃債務保証料の低廉化に係る費用に対して補助を行う。

〔令和2年度予算〕
公的賃貸住宅家賃対策補助：110.91億円の内数

	家賃低廉化に係る補助	家賃債務保証料の低廉化に係る補助
事業主体等	大家等	家賃債務保証会社等
低廉化対象世帯	月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯 ※ 生活保護（住宅扶助）及び生活困窮者自立支援制度（住居確保給付金）を受給している世帯を除く。	
補助率・補助限度額	国１／２＋ 地方１／２ （国費限度額：２万円／戸・月）	国１／２＋地方１／２ （国費限度額：３万円／戸・年）
	※ 家賃と保証料に係る支援は、合計して24万円／戸・年を限度として併用可能。	
低廉化前の家賃	近傍同種家賃と均衡を失しないこと。	
支援期間	・管理開始から原則10年以内等 ※ ただし、同一入居者への補助の総額が国費で240万円を超えない場合は、最長20年間	－
その他の要件	・高齢者を対象とする場合、高齢者居住安定確保計画等において、対象とする高齢者の考え方及び対象者数を明示すること。 ・同一世帯について３年を超えて家賃低廉化を行う場合、住宅確保要配慮者居住支援協議会等が３年ごとに当該世帯の家賃低廉化の継続必要性の審査を行うこと。	－

住まい支援の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置。　※平成28～30年度に5回、厚生労働省及び国土交通省の局長級を構成員とする連絡協議会を開催

構成員

＜厚生労働省＞
- 子ども家庭局長
- 社会・援護局長
- 障害保健福祉部長
- 老健局長

＜国土交通省＞
- 住宅局長

＜法務省＞
- 矯正局長
- 保護局長
- ※　出入国管理庁はオブザーバー参加

＜福祉関係＞
- 全国社会福祉協議会
- 一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- 特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
- 特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会
- 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- 全国児童養護施設協議会
- 全国母子寡婦福祉団体協議会
- 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

＜住宅・不動産関係＞
- 一般社団法人 全国居住支援法人協議会
- 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会（日管協）
- 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会（ちんたい協会）
- 公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会（全宅連）
- 公益社団法人 全日本不動産協会（全日）

＜矯正・保護関係＞
- 更生保護法人 全国更生保護法人連盟
- 認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

議　題

○第1回連絡協議会　（令和２年８月３日開催）
- ・各省より、施策の現状・課題等について報告
- ・関係団体より、現状・取組等について報告
- ・地方支分部局のブロック単位での連携体制構築

今後の地方ブロックにおける福祉・住宅行政等の連携（案）

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、地方ブロック単位で**地方厚生局、地方整備局、地方更生保護委員会**（以下「委員会」という。）が連携して、情報交換やヒアリング等を行うことにより地方公共団体等への支援に取り組む。

厚生労働省

北海道厚生局（札幌市）、**東北厚生局**（仙台市）、**関東信越厚生局**（さいたま市）、**東海北陸厚生局**（名古屋市）、**近畿厚生局**（大阪市）、**中国四国厚生局**（広島市）、**九州厚生局**（福岡市）

連携

法務省

※委員会は対応する矯正管区に連絡

北海道委員会（札幌市）、**東北委員会**（仙台市）、**関東委員会**（さいたま市）、**中部委員会**（名古屋市）、**近畿委員会**（大阪市）、**中国委員会**（広島市）、**四国委員会**（高松市）、**九州委員会**（福岡市）

連携

国土交通省

北海道開発局（札幌市）、**東北地方整備局**（仙台市）、**関東地方整備局**（さいたま市）、**北陸地方整備局**（新潟市）、**中部地方整備局**（名古屋市）、**近畿地方整備局**（大阪市）、**中国地方整備局**（広島市）、**四国地方整備局**（高松市）、**九州地方整備局**（福岡市）、**沖縄総合事務局**（那覇市）

連携

■居住支援協議会等に係る情報交換会

地域の実情を踏まえた、よりきめ細やかな居住支援を実施するため、居住支援協議会について、体制構築や運営にあたってのハードルを洗い出し、先進事例・関連事例の紹介・意見交換等を通じて、市区町村単位の設立促進等を図る。

- **北海道開発局、北海道厚生局、北海道委員会**（矯正管区含む。以下同じ。）
- **東北地方整備局、東北厚生局、東北委員会**
- **関東地方整備局、関東信越厚生局、関東委員会**
- **中部・北陸地方整備局、東海北陸厚生局、中部委員会**
- **近畿地方整備局、近畿厚生局、近畿委員会**
- **中国地方整備局、中国四国厚生局、中国委員会**
- **四国地方整備局、四国厚生支局、四国委員会**
- **九州地方整備局、九州厚生局、沖縄総合事務局、九州委員会**

■三地方支分部局の開催会議の相互参加　等

＜厚生局主催の主な実績＞

地域包括ケア推進都県協議会、地域包括ケア推進政令市協議会、地域包括ケア推進課長会議、地域包括ケアに関する市町村向けセミナー、若年性認知症施策担当者会議

＜地方整備局主催の主な実績＞

すまいづくり推進会議、大規模集合住宅勉強会

＜委員会主催の会議（予定）＞

福祉事例研究会

※上記のほか、住宅・福祉分野等に係る議題について、随時、相互参加する等により連携を実施

住まい支援の国・地方の連携体制のイメージ

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等の住まい・生活・自立に係るセーフティネット機能の強化に向けて、**全国・地方ブロック・都道府県・市区町村の４層の圏域ごとに、福祉分野・住宅分野等の緊密な連携**が必要。

○従来から構築された関係3省と関係団体の分野ごとの情報伝達・協議を行う連絡調整により、４層の方向性を合わせる必要。

住まいの連携強化のための連絡協議会

- **厚生労働省、国土交通省及び法務省の関係７部局並びに関係１５団体**による**情報共有や協議**。（令和2年に開催予定）
- 全国のそれぞれの分野のトップクラスが一堂に会して、現状を共有し、共通理解に基づき、連携しながら今後の対応の方向性を確認。

3省の行政分野ごとの連絡調整

居住支援協議会等に係る情報交換会

- **地方厚生局及び地方整備局、地方更生保護委員会**による**情報共有や協議**。
- 地方ブロック単位の３省の行政担当者が一堂に会して、現状を共有し、共通理解に基づき、 連携しながら都道府県や市区町村の取組を支援。

3省の行政分野ごとの連絡調整

都道府県居住支援協議会

- 都道府県の福祉部局・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等による情報共有や協議。
- 県内の関係者と取組を共有し、市区町村協議会の設立・活動支援、SN住宅登録や居住支援法人指定の促進に向けた住宅SN制度の普及･啓発等の実施。

3省の行政分野ごとの連絡調整

市区町村居住支援協議会

- 市区町村の福祉部局・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等による情報共有や協議。
- 民間賃貸住宅の賃貸人（貸し手）の不安の払拭を含めた、個別の住宅確保要配慮者(借り手)への居住支援を実施。

関係組織ごとの連絡調整

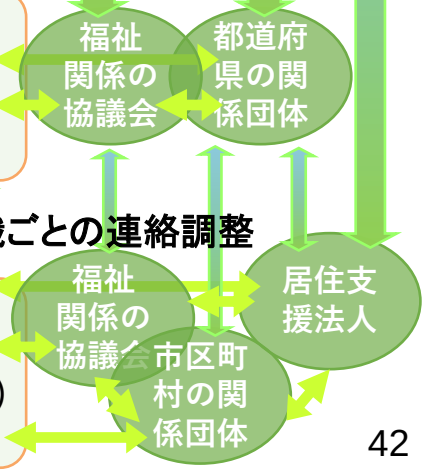

福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会について

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

構成員

＜厚生労働省＞

社会・援護局長
社会・援護局審議官（福祉連携、社会、障害保健福祉、児童福祉担当）
社会・援護局　保護課長
　　地域福祉課長
　　地域福祉課　生活困窮者自立支援室長
　障害保健福祉部長
　障害保健福祉部　障害福祉課長
老健局長
老健局　高齢者支援課長
子ども家庭局長
子ども家庭局　家庭福祉課長
　　家庭福祉課　母子家庭等自立支援室長

＜国土交通省＞

住宅局長
住宅局審議官
住宅局　住宅政策課長
　　住宅総合整備課長
　　住宅総合整備課　賃貸住宅対策室長
　　安心居住推進課長
土地・建設産業局長
土地・建設産業局　不動産業課長

開催状況

○第１回連絡協議会（平成28年12月22日）
・塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
・施策の現状・課題等について両省より報告　等

○第２回連絡協議会（平成29年2月27日）
・新たな住宅セーフティネット制度について
・生活困窮者自立支援制度見直しの論点整理（案）について
・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の見直し等について 等

○第３回連絡協議会（平成29年6月29日）
・社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会での議論の経過等について
・低所得高齢者等住まい・生活支援の実施について
・新たな住宅セーフティネット制度の施行に向けて 等

○第４回連絡協議会（平成29年11月8日）
・新たな住宅セーフティネット制度について（施行にあたって）
・生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しについて　等

○第５回連絡協議会（平成30年９月25日）
・生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律について
・新たな住宅セーフティネット制度の施行状況について　等

第1回連絡協議会の様子

地方ブロックにおける福祉・住宅行政の連携①（令和２年３月現在）

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、**厚生局と地方整備局が連携**して、情報交換やヒアリング等を行うことにより地方公共団体等への支援に取り組む。

■市区町村居住支援協議会に係る情報交換会

地域の実情を踏まえた、よりきめ細やかな居住支援を実施するため、居住支援協議会について、体制構築や運営にあたってのハードルを洗い出し、先進事例・関連事例の紹介・意見交換等を通じて、市区町村単位の設立促進等を図る。

＜実績＞

○北海道開発局
- ・第１回：令和元年７日24日

○東北地方整備局、東北厚生局
- ・第１回：平成31年１月28日
- ・第２回：令和元年11月20日

○関東地方整備局、関東信越厚生局
- ・第１回：平成29年６月26日
- ・第２回：平成29年10月15日
- ・第３回：平成30年２月５日
- ・第４回：令和元年10月10日

＜情報交換会の様子＞

○中部、北陸地方整備局、東海北陸厚生局
- ・第１回：平成29年９月15日
- ・第２回：平成29年11月10日
- ・第３回：平成30年４月27日
- ・第４回：平成30年11月１日
- ・第５回：令和元年12月16日

○近畿地方整備局、近畿厚生局
- ・第１回：平成29年９月１日
- ・第２回：平成29年11月20日
- ・第３回：平成30年３月９日

※平成31年２月25日の居住支援法人研修会応用編（大阪）においても連携して情報提供を行った

○中国地方整備局、中国四国厚生局
- ・第１回：平成30年10月23日
- ・第２回：令和２年２月５日

○九州地方整備局、九州厚生局、沖縄総合事務局
- ・第１回：平成30年８月30日
- ・第２回：平成31年１月21日
- ・第３回：令和２年２月20日

※平成31年３月12日 居住支援法人研修会応用編においても情報提供

■両地方局開催会議の相互参加　等

＜平成28年度までの主な実績＞

H28．11　第4回大規模集合住宅勉強会（厚生局主催：関東）
H29．２　関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会（厚生局主催：関東）
H29．２　関東信越厚生局地域包括ケア推進政令市協議会（厚生局主催：関東）

＜平成29年度以降の実績＞

H29．４　第5回大規模集合住宅勉強会（厚生局主催：関東）
H29．７　厚生局地域包括ケア推進課長会議（厚生局主催：関東）
H29．７　地域包括ケアに関する市町村向けセミナー（厚生局主催：九州）
H29．７　大規模集合住宅勉強会　団地視察（厚生局主催：関東）
H30．２　四国すまいづくり推進会議（整備局主催：四国）※四国厚生局より情報提供
H30．２　中国5県地域包括ケア担当者連絡会議（厚生局主催：中国四国）
H30．４　近畿地域包括ケア連絡会議（厚生局主催：近畿）
H30．６　地域包括ケアに関する市町村向けセミナー（厚生局主催：九州）
H30．７　地域包括ケアに関する市町村向けセミナー（厚生局主催：九州）
H30．12　さいたま新都心意見交換会　（厚生局主催：関東）

※上記のほか、住宅・福祉双方に係る議題について、随時、相互参加する等により連携を実施

地方ブロックにおける福祉・住宅行政の連携②（令和２年３月現在）

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、**厚生局と地方整備局が連携**して、情報交換やヒアリング等を行うことにより地方公共団体等への支援に取り組む。

■市区町村への個別訪問等

地方整備局と厚生局が連携して、希望する市区町村に直接伺って地域のすまいづくりの課題についての意見交換・情報交換や、居住支援協議会等へのヒアリングを実施。

＜相談会の様子＞

＜平成29年度以降の実績＞

- **北海道開発局**
  札幌市に実施
- **東北地方整備局、東北厚生局**
  横手市に実施
- **関東地方整備局、関東信越厚生局**
  ８市、１村、５区に実施
  ※これ以外にも市区町村すまいづくり相談会において3市・1区（昭島市、国分寺市、町田市、板橋区）と意見交換・情報交換等を実施したほか、随時ヒアリングを実施。
- **北陸地方整備局、中部地方整備局、東海北陸厚生局**
  のべ7市に実施（名古屋市、豊田市、岡崎市など）
- **中国地方整備局、四国地方整備局、**中国四国厚生局
  5市（倉吉市、山口市、岩国市、光市、府中市）に実施
- **九州地方整備局、九州厚生局**
  第１回　政策クラフトルームにおいて4市・1町（福岡県大牟田市・大川市・うきは市・佐賀県基山町・長崎市）と意見交換
  福岡県うきは市居住支援協議会にオブザーバーとして参加
  第２回　政策クラフトルームにおいて3市・1町（福岡県大牟田市・大川市・佐賀県基山町・長崎市）と意見交換
  第３回　政策クラフトルームにおいて4市・1町（福岡県大牟田市・大川市・うきは市・佐賀県基山町・長崎市）と意見交換

全国居住支援法人協議会(略称:全居協)の設立

○平成29年10月の住宅セーフティネット法の改正によって多様な居住支援を担う民間企業、団体等を都道府県が居住支援法人として指定する制度が創設されたが、居住支援法人のあり方は手探りの段階。法人が行う事業、地域のパートナー、効果的な支援モデル、住宅確保要配慮者のニーズ把握の方法と活動への反映など多様な課題が存在。

○課題の認識と解決のために、全国の居住支援法人等が相互に情報を共有し、課題を学び、活動の参考にする必要。課題をともに協議し、有効なソリューションのあり方を模索することにより、居住支援法人の活動に資することを目的として「全国居住支援法人協議会」が設立。

1. 名称: 一般社団法人 全国居住支援法人協議会
2. 設立: 令和元年6月29日に設立総会・理事会を開催。理事等を選任
   会長: 村木 厚子(元厚生労働事務次官、津田塾大学客員教授)
   副会長: 三好 修 (三好不動産社長、全国賃貸住宅経営者協会連合会会長)
   代表副会長: 奥田 知志(NPO抱樸理事長、(一社)生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事)
3. 会員数: 1号会員:84団体(議決権有)、2号会員:59団体(議決権無)、
   賛助会員:15団体、21名 合計179団体・人
   ※居住支援法人及び指定を目指す団体が主対象 (令和2年3月31日現在、6月末は各67、44、12、13 合計136団体・人)
4. 主な活動: ①居住支援法人の事業・人材育成に関する全国研修会の実施
   ②関連情報、先進事例の情報提供
   ③住宅確保要配慮者向け相談
   ④居住支援法人設立支援
   ⑤政府への提言

令和元年6月29日設立記念シンポジウムは全国から300名が参加

令和元年度の研修会結果

東京会場:令和元年12月2日(月)134名参加
大阪会場: 〃 12月9日(月)137名参加
仙台会場:令和 2年 1月20日(月)46名参加
福岡会場: 〃 2月17日(月)114名参加

居住支援メールマガジンにご登録ください！！

■　国土交通省住宅局安心居住推進課では、 2019年2月に**居住支援メールマガジン**を創設しました。

■　月１回程度、**居住支援に役立つ情報**を地域で居住支援に取り組む人々に**直接配信**しています！

登録方法

◆ご所属・お名前を記載いただき、下記アドレスまでご連絡ください。

※配信停止・配信先変更も同じアドレスです。

hqt-housing-support@mlit.go.jp

誰でも配信できます！！

◆このメールマガジンでは、みなさまの活動についても配信しております。
　掲載希望の内容などございましたら、左記アドレス（登録と同じ）までご連絡ください！！

官・民、住宅・福祉問わず、
約1,800アドレスが登録されています！！

◆過去のアーカイブ

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html